

パブリック・コメント手続（意見募集）

横須賀市教育振興基本計画の策定について

意見募集期間

令和3年（2021年）

令和4年（2022年）

12月10日（金） ～ 1月6日（木）

お問い合わせ先：横須賀市教育委員会事務局

教育総務部教育政策課

電話 046-822-9751（直通）

横須賀市教育委員会

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

1 意見募集にあたって

横須賀市教育委員会では、教育に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「横須賀市教育振興基本計画」を定めています。

現行計画の計画期間が、令和3年度で終了するため、現在、令和4年度（2022年度）からの新たな計画の策定を進めています。

この度、計画素案を策定しましたので、パブリック・コメント手続により、皆様のご意見をお伺いします。

2 計画期間

令和4年度（2022年度）から令和11年度（2029年度）までの8年間

3 計画の構成

第1章 横須賀市教育振興基本計画について

第2章 目指す教育の姿と基本的な方針（横須賀市教育大綱）

第3章 施策（パブリック・コメント手続の対象外）

第4章 計画の推進に当たって留意すること

資料編（パブリック・コメント手続の対象外）

※計画の内容を分かりやすくするため、パブリック・コメント手続の対象とならない、実施計画に該当する「第3章 施策」や「資料編」も掲載しています。
詳細については、別冊「横須賀市教育振興基本計画（素案）」でご確認ください。

意見の提出方法

1 提出期間

令和3年（2021年）12月10日（金）から令和4年（2022年）1月6日（木）まで

2 提出先

横須賀市教育委員会事務局教育総務部教育政策課

3 提出方法

◎書式は特に定めておりません。

◎案件名並びに住所及び氏名を明記してください。

なお、市外在住の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。

- (1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
- (2) (市内在学の場合) 学校名・所在地
- (3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
- (4) (当該案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項

◎次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 直接持ち込み

- ・教育委員会事務局
教育総務部教育政策課（横須賀市役所1号館6階5番窓口）
- ・市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
- ・各行政センター

(2) 郵送

〒238-8550
横須賀市小川町11番地
横須賀市教育委員会事務局 教育総務部教育政策課
※郵便物は「〒238-8550 教育政策課」で届きます。

(3) ファクシミリ

046-822-6849

(4) 電子メール

sc-real@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。

ご提出いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後にとりまとめ、公表いたします。

横須賀市教育振興基本計画 (素案)

令和4年度(2022年度)～令和11年度(2029年度)
(前期実施計画を含む)

※計画の内容を分かりやすくするために、パブリック・コメント手続の対象とならない部分についても記載しています。

なお、配色や文字のフォント等レイアウトについては、後日変更の可能性が
あります。

[パブリック・コメント手続の対象とならない部分]

- 1 第3章 施策(6～68ページ)
- 2 資料編(70～73ページ)

横須賀市教育委員会

目 次

第1章 横須賀市教育振興基本計画について

1 計画策定の趣旨-----	1
2 計画の位置付け-----	1
3 計画期間-----	2
4 計画の対象-----	2

第2章 目指す教育の姿と基本的な方針（横須賀市教育大綱）

1 横須賀の目指す教育の姿-----	3
2 基本的な方針-----	5

第3章 施策 ※パブリック・コメント手続対象外

計画の体系-----	6
------------	---

方針1 自立心と主体性のあるより良い社会の創り手を育てます

柱1 確かな学力

目標指標-----	7
-----------	---

施策1 主体的・対話的で深い学びの実現-----	9
--------------------------	---

－個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実－

施策2 学びの連続性を重視した教育の推進-----	14
---------------------------	----

施策3 特色を生かした魅力ある高等学校教育の推進-----	15
-------------------------------	----

柱2 健やかな体

目標指標-----	17
-----------	----

施策4 健康の保持増進・体力の向上-----	18
------------------------	----

施策5 望ましい生活習慣の確立に向けた支援-----	21
----------------------------	----

方針2 多様性を認め合う共生社会の担い手を育てます

柱3 豊かな心

目標指標-----	23
-----------	----

施策6 人権教育・道徳教育の推進-----	24
-----------------------	----

施策7 いじめ・暴力行為への適切な対応-----	25
--------------------------	----

柱4 多様な教育的ニーズへの対応

目標指標-----	27
-----------	----

施策8 支援教育の推進-----	28
------------------	----

施策9 不登校に関わる支援の充実-----	31
-----------------------	----

施策10 外国につながるの児童生徒に関わる支援の充実-----	34
---------------------------------	----

方針3	生涯を通じた学びを支援します	
柱5	人生100年時代の学び合い	
目標指標	-----	37
施策11	子どもから高齢者まで年齢を問わず学べる機会の提供-----	38
施策12	学びの成果を生かせる場の充実-----	41
柱6	地域の歴史・文化・自然から得る学び	
目標指標	-----	42
施策13	文化遺産・自然遺産の活用と将来への継承-----	43
施策14	図書館・博物館・美術館における豊かな学びの推進	
図書館	-----	46
博物館	-----	49
美術館	-----	52
方針4	持続可能で魅力ある教育環境を整えます	
柱7	社会変化に即した教育環境	
目標指標	-----	55
施策15	学校の安全・安心の推進-----	56
施策16	児童生徒の減少等に対応した学びの環境整備-----	58
施策17	教育の質の向上に向けたICTの活用推進-----	60
施策18	学校・家庭・地域の連携による教育力の向上-----	61
施策19	経済的理由に左右されない学びの機会均等-----	63
柱8	学び続ける教職員	
目標指標	-----	64
施策20	教職員の資質・能力の向上-----	65
施策21	教職員の働き方改革の推進-----	67
第4章	計画の推進に当たって留意すること	
1	SDGsとの関係性を意識した教育活動の展開-----	69
2	客観的な根拠を重視した教育政策の推進（PDCAサイクルの確立）-----	69
資料編	※パブリック・コメント手続対象外	
1	計画の策定経過-----	70
2	計画の検討体制-----	72
3	関係法令-----	73

第 1 章

横須賀市教育振興基本計画について

第1章 横須賀市教育振興基本計画について

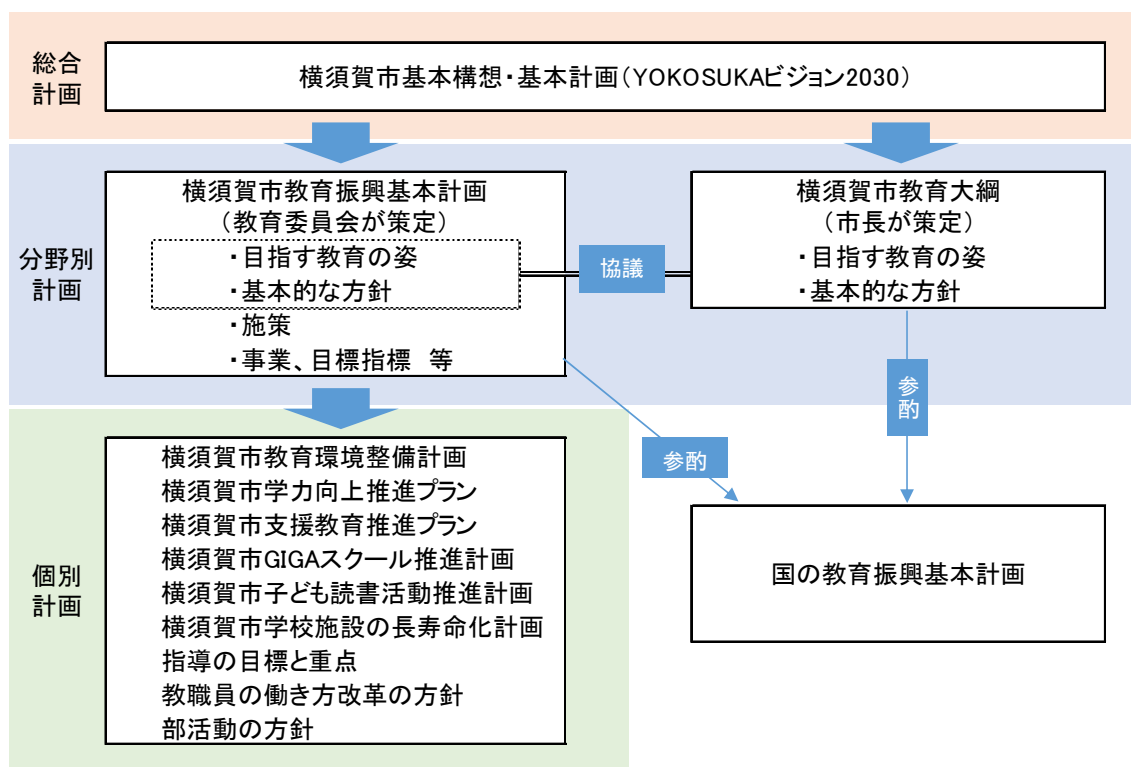
1 計画策定の趣旨

教育基本法第17条第2項に基づき、本市の実情に応じ、本市における教育の振興のための基本的な計画である「横須賀市教育振興基本計画」を定め、教育に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

2 計画の位置付け

横須賀市教育振興基本計画は、横須賀市基本構想・基本計画（YOKOSUKA ビジョン 2030）に基づく分野別計画です。

なお、教育振興基本計画の「目指す教育の姿」および「基本的な方針」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき市長が策定する「教育大綱」に位置付けられています。



3 計画期間

教育振興基本計画の計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和11年度（2029年度）までの8年間です。

なお、基本計画に基づく実施計画の計画期間は、前期実施計画（4年間）、後期実施計画（4年間）に分けています。

横須賀市教育振興基本計画（第1次） H23～R3（2011～2021）・11年間			横須賀市教育振興基本計画（第2次） R4～R11（2022～2029）・8年間	
第1期実施計画 H23～H25 （2011～2013） 3年間	第2期実施計画 H26～H29 （2014～2017） 4年間	第3期実施計画 H30～R3 （2018～2021） 4年間	前期実施計画 R4～R7 （2022～2025） 4年間	後期実施計画 R8～R11 （2026～2029） 4年間

4 計画の対象

教育振興基本計画は、原則として対象範囲を教育委員会の所管する施策や事業に限定しています。

ただし、例外として、横須賀美術館に関する施策や事業については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条（職務権限の特例）に基づき令和4年4月1日からその所管が教育委員会から市長に移管されますが、横須賀美術館が教育機関として今後も適切に社会教育を実施していくため、引き続き教育振興基本計画に位置付けることとします。

なお、教育振興基本計画の対象範囲に含まれない施策・事業で、教育委員会が関係するものについては、他の計画などに基づき、関係部局と連携し、推進していきます。

第 2 章

目指す教育の姿と基本的な方針 (横須賀市教育大綱)

第2章 目指す教育の姿と基本的な方針（横須賀市教育大綱）

1 横須賀の目指す教育の姿

あなたが好き 私が好き 横須賀が好き と誇れる人づくり

思いやりを大切に、自分と異なる他者を受け入れる心を持ち、さまざまな価値観を持った人と力を合わせ、助け合える人になってほしいという思いを込めています。

横須賀の教育は、他者理解、多様性、協働性を大切に、「あなたが好き」と誇れる人を育てます。

あなたが好き

他者理解

多様性 協働性

自分らしく生きることを大切に、自ら考え、行動し、自分で判断する力や、生涯自ら学び続け、自分を律する力を持った人になってほしいという思いを込めています。

横須賀の教育は、自己肯定、自立・自律、主体性を大切に、「私が好き」と誇れる人を育てます。

私が好き

自己肯定

自立・自律 主体性

人々と出会い、学び、暮らすこのまちへの愛情・愛着を大切に、地域の歴史や文化、自然を理解し、人と人とのつながりを実感できる人になってほしい、そして、横須賀の良さを、自信を持って発信できる人になってほしい、という思いを込めています。

横須賀の教育を通じ、誰もが自然に「横須賀が好き」と誇れる、そんな姿を目指します。

横須賀が好き

郷土理解

地域の人や暮らし
の中のつながり

～ 「横須賀の目指す教育の姿」の策定に当たって ～

「横須賀の目指す教育の姿」は、教育フォーラムや教育振興基本計画策定検討委員会での議論を踏まえて策定しました。

特に、「あなたが好き 私が好き 横須賀が好き」という言葉は、市民の皆様にも、横須賀の教育の未来について夢や理想を語っていただいた教育フォーラムの中で出てきた言葉をヒントにしたものです。他者理解・自己肯定・郷土理解など、フォーラムの中で多くの方からいただいたキーワードを包括した言葉であるとともに、シンプルで覚えやすく、全ての人が身近に感じられる言葉だと考えています。

ただ、この「好き」という言葉を使うことについては、「自分を好きになれない困難な状況の人に対して、辛い内容ではないか」「多様な価値観を大切にするといいながら、好き嫌いを押し付けることになるのではないかなど、さまざまな意見がありました。もちろんこの言葉には、好き嫌いを押し付けるという意図はありません。目指す教育の姿における「好き」という言葉の意味は、「相手や自分の良さに気が付く、大切にすることや「地域を知る、理解する」といった、教育の中で大切にしたいことを示しています。

また、「あなたが好き」という言葉を最初に置けていますが、「私が好き」を先に置くべきではないか、という議論もありました。

学校教育では、「一人一人の児童（生徒）が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められ」ています（学習指導要領前文）。そのことを踏まえて、児童生徒の発達の過程を考えたときには、まず、個の自立があり、次に他者への理解が生まれるのではないかなという意見がありました。ただ、同時に、個の自立は、周囲や社会の人たちとの関わりの中で育まれるものであり、「私」と「あなた」は常に表裏一体であるといえます。社会が大きく変化中、私たち一人一人の幸せや、自立や育ちというものが、協働の中でしか成り立たない状況であることを踏まえ、「私」を尊重するとともに、他者との関わりを大事にし、市民みんながつながり合うという共通認識のもと、「あなたが好き 私が好き 横須賀が好き」としています。

横須賀の教育に関わる人々が、この「目指す教育の姿」を共有し、それぞれの視点でそれぞれに合った取り組みを行っていくことにより、結果として誰もが自然に「あなたが好き 私が好き 横須賀が好き」と誇れる人になってほしい。そのような思いを込めています。

2 基本的な方針

目指す教育の姿を実現するため、基本的な方針を次のとおり定めます。

これらの方針に基づき、教育委員会、学校、家庭、地域が一体となり、また、教育委員会以外の部局をはじめとしたさまざまな関係機関との連携を図りながら、本市の教育に関する施策に取り組んでいきます。

方針1 自立心と主体性のあるより良い社会の創り手を育てます

新型コロナウイルス感染症の感染拡大、新しい知識・情報・技術の急速な進展等、変化の激しい社会を生きる上では、変化に適応するのみならず、自らが自立して、主体的に社会に関わり、より良い社会を創り出していくことが求められます。

子どもたちが自分の良さや可能性を認識し、主体的に学ぶ力を育成するとともに、生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を育成します。

方針2 多様性を認め合う共生社会の担い手を育てます

一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会を実現するためには、年齢、性別、国籍、経済事情、障害の有無など多様な人々が互いの人格を尊重し、支え合っていくことが求められます。

子どもたちの豊かな情操や道徳心を培うとともに、多様な教育的ニーズに丁寧に対応し、一人一人の子どもの能力・可能性を最大限に伸ばします。

方針3 生涯を通じた学びを支援します

人生 100 年時代をより豊かに生きるため、全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できるようにすることが求められます。

学び始めるきっかけづくりや学習成果の可視化、仲間とつながりながら楽しく学び、活動できる環境づくりなど、多様な世代の学び合いを推進するとともに、地域の歴史・文化・自然を生かした豊かな学びを推進します。

方針4 持続可能で魅力ある教育環境を整えます

2030年、そしてそれ以降を見据えた持続的な成長・発展を目指すことが求められます。

児童生徒の減少、学校施設の老朽化、学校・家庭・地域が抱える課題の複雑化・多様化等、社会環境の変化を受け止めつつ、長期的な見通しを持って教育環境を整備します。

第 3 章

施 策

第3章 施策

■ 計画の体系

横須賀の目指す教育の姿

あなたが好き 私が好き 横須賀が好き と誇れる人づくり

基本的な方針		柱		頁	施策		頁
1	自立心と主体性のあるより良い社会の創り手を育てます	1	確かな学力	P7	1	主体的・対話的で深い学びの実現 —個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実—	P9
					2	学びの連続性を重視した教育の推進	P14
					3	特色を生かした魅力ある高等学校教育の推進	P15
		2	健やかな体	P17	4	健康の保持増進・体力の向上	P18
					5	望ましい生活習慣の確立に向けた支援	P21
2	多様性を認め合う共生社会の担い手を育てます	3	豊かな心	P23	6	人権教育・道徳教育の推進	P24
					7	いじめ・暴力行為への適切な対応	P25
		4	多様な教育的ニーズへの対応	P27	8	支援教育の推進	P28
					9	不登校に関わる支援の充実	P31
					10	外国につながるのある児童生徒に関わる支援の充実	P34
3	生涯を通じた学びを支援します	5	人生100年時代の学び合い	P37	11	子どもから高齢者まで年齢を問わず学べる機会の提供	P38
					12	学びの成果を生かせる場の充実	P41
		6	地域の歴史・文化・自然から得る学び	P42	13	文化遺産・自然遺産の活用と将来への継承	P43
					14	図書館・博物館・美術館における豊かな学びの推進	P46
4	持続可能で魅力ある教育環境を整えます	7	社会変化に即した教育環境	P55	15	学校の安全・安心の推進	P56
					16	児童生徒の減少等に対応した学びの環境整備	P58
					17	教育の質の向上に向けたICTの活用推進	P60
					18	学校・家庭・地域の連携による教育力の向上	P61
					19	経済的理由に左右されない学びの機会均等	P63
		8	学び続ける教職員	P64	20	教職員の資質・能力の向上	P65
					21	教職員の働き方改革の推進	P67

(目指す教育の姿・基本的な方針)

基本計画（教育大綱）

8年間

(柱・施策)

実施計画

4年間

方針 1

自立心と主体性のある
より良い社会の創り手を育てます

柱1 確かな学力

目標指標

指標		基準値	目標値 (令和7年度)
1	協働的な学びの実践状況についての同一集団の前年度比較 (小学校5年生・中学校2年生) 「みんなで課題を解決する場面で協力しようとしているか」の肯定的な回答割合の小学校4年生時・中学校1年生時との比較 ※横須賀市学習状況調査	— (新規)	毎年その前年度を上回る
2	自己肯定感についての同一集団の前年度比較 (小学校5年生・中学校2年生) 「自分のことを大切に思うことができるか」の肯定的な回答割合の小学校4年生時・中学校1年生時との比較 ※横須賀市学習状況調査	— (新規)	毎年その前年度を上回る
3	1日の読書時間が10分以上の児童生徒 (小学校6年生・中学校3年生) 学校の授業時間以外の平日の1日の読書時間が10分以上の児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査	小6 54.9% 中3 39.7% (令和3年度)	毎年その前年度を上回る
4	英語によるコミュニケーション能力の習得状況 (小学校6年生) 「外国人の先生と授業でコミュニケーションをとってきて、英語でやり取りする力が以前よりついてきたと思うか」の肯定的な回答割合 ※横須賀市外国語教育に関する調査	88.3% (令和2年度)	90.8%

指標		基準値	目標値 (令和7年度)
5	教科指導内容の定着状況の同一集団の前年度比較 (小学校5年生・中学校2年生の国語・算数・数学) 全国平均正答率を基準とした本市の平均正答率の割合(全国を100としたときの数値)の小学校4年生時・中学校1年生時との比較 ※横須賀市学習状況調査	R2 小4 R3 小5 国語 93.6 ⇒ 93.2 算数 97.2 ⇒ 92.5 R2 中1 R3 中2 国語 97.5 ⇒ 95.2 数学 95.9 ⇒ 96.1	毎年その前年度を上回る
6	教科指導内容の定着状況の全国比較 (中学校3年生国語・数学・英語) 全国平均正答率を基準とした本市の平均正答率の割合(全国を100としたときの数値) ※全国学力・学習状況調査	国語 99.1 (令和3年度) 数学 101.4 (令和3年度) 英語 100.0 (令和元年度)	国語 100.0 を上回る 数学 100.0 を上回る 英語 105.0

※ 基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響等により調査が実施できなかった場合や実績が例年と著しく異なる場合は、その影響がない年度の数値としています。

施策１ 主体的・対話的で深い学びの実現

－個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実－

１ 現状と課題

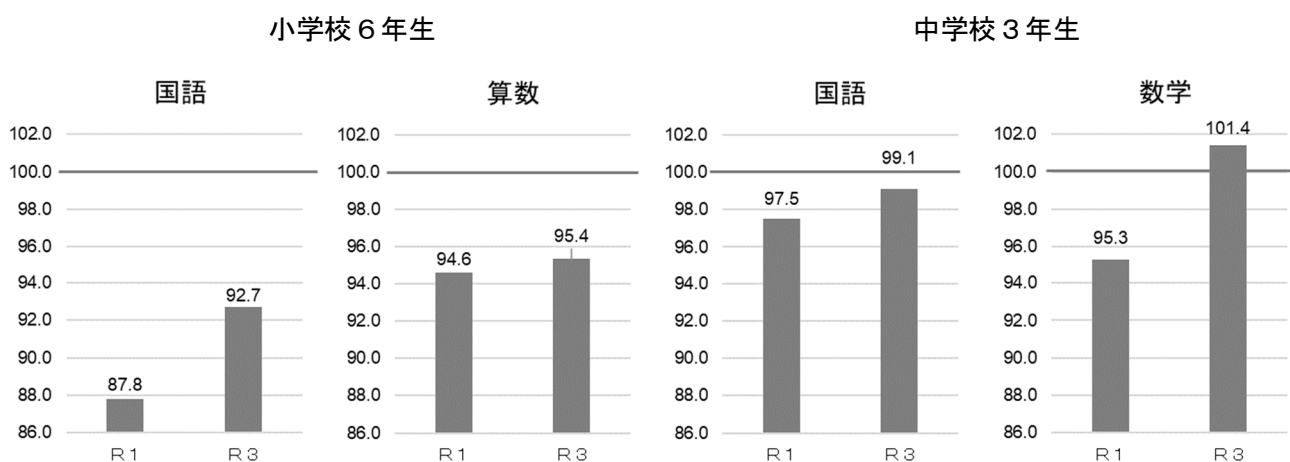
本市の児童生徒の学力は、「全国学力・学習状況調査」の結果によれば、中学校３年生の数学は全国平均を上回っていますが、小学校６年生の国語・算数、中学校３年生の国語は全国平均を下回っています。ただし、小学校から中学校に進むにつれて、より全国平均に近づいていくという状況も見受けられます。

本調査結果は学力の一側面を捉えたものですが、学習の基盤となる資質・能力等の確実な育成は、全ての子どもたちの可能性を引き出すために重要です。

今後、本市の児童生徒の学力を向上させていくためには、学校教育においては、知識・技能の習得にとどまらず、「主体的・対話的で深い学びの実現」を掲げる学習指導要領の趣旨を踏まえた指導が重要です。「一定の目標を全ての子どもが達成することを目指し、個々の状況に合う方法等で学習を進める」「個別に設定した目標に向けて、学習を深め、広げる」「多様な考え方が組み合わさり、より良い学びを生み出す」といった視点での学習改善を図るとともに各種施策を展開し、子どもの資質・能力の育成を図る必要があります。

また、学びに対してあきらめずに取り組む経験や、うまくいかないことも工夫して達成しようとする経験を意図的に生み出すことで、粘り強さや自己肯定感といった「非認知能力」の育成を図ることも求められています。

【全国学力・学習状況調査における全国平均正答率を 100 としたときの本市の平均正答率】



出典：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）を基に作成（令和２年度は調査が実施されていない。）

2 事業

事業 1	横須賀市学力向上推進プランの推進（教育指導課）
概 要	本市の全ての子どもたちの「確かな学力」の育成を図るため、「横須賀市学力向上推進プラン」に基づき、学力向上の取り組みを市全体で推進します。 プランの推進に当たっては、「横須賀市学習状況調査」「全国学力・学習状況調査」により児童生徒の学習状況や生活状況を把握するとともに、学識経験者等で組織する諮問機関「横須賀市学力向上推進委員会」による提言等を踏まえ、取り組みの充実を図ります。
事業 2	学習支援員の配置（教育指導課）
概 要	全ての子どもたちが主体的に授業に参加できるようにするため、「学習支援員」を配置し、教職員と連携しながら、学習状況に課題の見られる児童生徒を対象とした個別の学習指導や少人数での補習も含めた学習指導を行います。 学習支援員は、学級担任、教科担任等教職員と十分に情報交換した上で授業の補習、宿題等の支援・指導等、対象児童生徒の習熟度に合わせた指導を行います。
事業 3	小学校 35 人以下学級の先行実施（教育指導課）
概 要	本市の重点課題である学力向上の効果的な取り組みに資するため、35 人以下学級によるきめ細かな指導を実現させます。 国の施策による 35 人以下学級の実現と並行しながら、国より 1 年早く実施を進めます。
事業 4	小学校低学年授業アドバイザーの配置（教育指導課）
概 要	教員の世代間の偏りにより、経験年数の少ない教員が小学校低学年に多く配置される傾向を踏まえ、「小学校低学年授業アドバイザー」を配置し、対象となる教員の授業づくりや学級経営における指導力の向上を支援し、低学年の確かな学力の定着を図ります。
事業 5	教育課程研究会による研究・協議（教育指導課）
概 要	学力向上に向けた課題解決に組織的に取り組むため、幼稚園、小学校、中学校および高等学校それぞれの教育課程研究会を通して、教育課程の実施に伴う指導上の諸問題を研究・協議します。

事業 6	児童生徒の理科や科学技術に関する興味関心、資質・能力の育成（教育指導課 教育研究所）
概 要	児童生徒の理科や科学技術に対する興味関心を高めるとともに、問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を育てるため、地域の研究機関、科学技術に関わる企業、退職教職員、小中学校理科研究会等と連携し、児童生徒が主体的に科学事象に関わり、観察、実験に取り組む場や研究成果を発信する場を提供します。 ○ 土曜科学教室の開催 ○ サイエンスサマーの開催

事業 7	国際コミュニケーション能力の育成（教育指導課）
概 要	小・中・高の 12 年間で、児童生徒の国際コミュニケーション能力の向上および国際教育の充実を図ります。 ○ 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校への外国語指導助手（A L T）・外国人英語教員（F L T）の配置 ○ 小学校外国語活動アドバイザーの配置 ○ YOKOSUKA English World の開催

事業 8	幼児教育の充実（教育指導課）
概 要	幼児教育の充実を図るため、幼児期における教育課題に取り組んだ市内の実践や各園での研究成果を市内に発信します。また、幼稚園教育課程研究会の活用等により、市立および私立の幼稚園・保育園・認定こども園との連携を推進します。

事業 9	横須賀総合高校における国際交流の推進（教育指導課）
概 要	横須賀総合高校の国際教育を推進するため、多くの国際交流を行います。 ○ オーストラリア・エラノラ高校との短期留学（毎年派遣・隔年受け入れ） ○ 米海軍横須賀基地内のキニックハイスクールとの交流

事業 10	情報活用能力の育成（教育指導課 教育研究所（教育情報担当））
概 要	児童生徒が情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、主体的に選択し活用するため、情報活用能力（注）の育成を推進します。 また、「ICTの有効的な活用」を研究テーマとしたフロンティア研究校として小中1校ずつに助成し（令和5年度まで）、1人1台端末の有効的な活用事例を市内に発信します。 （注）情報活用能力 世の中のさまざまな事象を情報とその結び付きとして捉えて把握し、情報および情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力（情報モラル、情報セキュリティを含む）

事業 11	子ども読書活動の推進（教育指導課）
概 要	児童生徒の読書への関心を高めるとともに、主体的で探究的な学びを支援するため、学校図書館機能の充実を目指し、学校司書の配置や学校図書館の運営に関わる人材の研修の充実を図ります。 ○ 学校司書の配置 ○ 司書教諭への研修 ○ 学校図書館ボランティアの養成

事業 12	チャレンジアップの支援（教育指導課）
概 要	高い目標を持ち、意欲的・主体的に学習に取り組むことを目的に、中学校の学習内容にとどまらない、一歩進んだ学習内容へのチャレンジを支援します。 ○ 市内在住・在学の中学生に対する各種検定試験（漢字検定・数学検定・英語検定）検定料の助成（準2級以上）

事業 13	芸術鑑賞会の開催（教育指導課）
概 要	児童の豊かな心を育成するため、横須賀芸術劇場・横須賀美術館で、優れた演奏や作品を鑑賞する機会を設けます。 ○ オーケストラ鑑賞会（小学校5年生） ○ 美術鑑賞会（小学校6年生）

事業 14	子どものための音楽会の開催（教育指導課）
概 要	文化活動への関心や意欲の向上を図るため、横須賀芸術劇場において吹奏楽部の合同バンドによる「合唱と管弦楽のための組曲『横須賀』」の演奏や、小中学生の作詞・作曲による作品の演奏を聴く機会を設けます。

事業 15	部活動（文化部）の支援（教育指導課）
概 要	生徒が各種活動に取り組む契機や、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成できる場の充実のため、部活動（文化部）を支援します。 ○ 全国大会、関東大会への優秀部員の派遣 ○ 中学校、高等学校への専門技術指導者の派遣 ○ 吹奏楽部の活動に必要な楽器の修理・更新

事業 16	リーダースキャンプの開催（教育指導課）
概 要	学校生活を豊かにしていくために必要な力を育成するため、市立中学校 23 校の生徒会活動の交流（リーダースキャンプ）を通して、さまざまな課題や解決策を具体的に話し合うことで、リーダーとしての自覚を高め、自校の取り組みに還元します。

事業 17	児童生徒指導に関わる行事の充実（教育指導課）
概 要	児童生徒の研究や作品などを発表する場を充実させることによって、児童生徒一人一人の学習意欲、創作意欲を向上させます。 ○ 児童生徒造形作品展の開催 ○ 読書感想画展の開催 ○ 中学校演劇発表会の開催 など

施策2 学びの連続性を重視した教育の推進

1 現状と課題

子どもの資質・能力の育成においては、幼児教育から高等学校までを通した見通しを持ち、幼小、小中、中高の学びの連携・接続について、学校段階ごとの特徴を踏まえつつ、前の学校段階での教育が次の段階で生かされるよう、学びの連続性を重視することが必要です。

特に、本市では、小中一貫教育の定義を「義務教育9年間を一体と捉え、発達の段階に応じて子どもの学びをつなぐ教育」とし、市立全小中学校において、23の中学校ブロックごとに小中一貫教育に取り組んでいます。小中学校が共通テーマを設定して授業研究や協議、情報交換等を行うなど成果を上げているブロックがある一方、小中学校での一体的な取り組みにまでは至っていないブロックもあるなどの課題があります。

今後も取り組みの意義をあらためて全小中学校で共有するとともに、小中だけでなく、幼小、中高の連携においても、情報交換や研修、児童生徒の交流活動等の取り組みを充実させる必要があります。

2 事業

事業18	小中一貫教育の推進（教育政策課 教育指導課）
概要	小中学校の教職員が「学びの系統性・連続性」を重視して、義務教育9年間で中学校ブロックの子どもを育てるという意識を醸成し、児童生徒の発達の段階を踏まえた指導を行うため、子どもや地域の実態を基にした共通の教育方針の設定など、協働して教育の充実を図ります。
事業19	就学前教育と小学校教育の連携推進（教育指導課 学校食育課）
概要	小1プロブレムを解消し、子どもの育ちや学びの連続性を重視した教育を展開するため、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との合同研修会の開催やカリキュラムの作成、学校給食を通じた就学前児童と小学生の交流体験を行い、就学前教育と小学校教育の円滑な連携を図ります。

施策3 特色を生かした魅力ある高等学校教育の推進

1 現状と課題

横須賀総合高校は、平成15年（2003年）に市立高校3校（横須賀高校、商業高校、工業高校）を統合し開校しました。本市唯一の市立高校として、統合前3校の歴史と伝統を受け継ぐ一方、「新しい時代の高校教育」を考えていく中での個性化・多様化・弾力化をキーワードとして生まれた総合学科高校として、全日制・定時制とも生徒が自らの興味・関心や進路希望に沿った履修選択を行うとともに、キャリア教育を重視した指導の充実、国際交流の機会の充実、情報教育の充実を進めてきました。

今後は、高等学校の特色化・魅力化、高等学校に期待される社会的役割の再定義が求められます。令和4年度からの新学習指導要領の段階的な実施および神奈川県教育委員会による県立高校改革実施計画（Ⅲ期）の動向等を踏まえ、これまで築かれてきた横須賀総合高校の特色を生かしながら、これからの時代に求められる、横須賀らしい魅力ある高等学校教育の在り方や姿についての検討を進め、具体的な取り組みにつなげていくことが必要です。

2 事業

事業20	横須賀総合高校の特色ある魅力的な教育の推進（教育指導課）
概要	横須賀にある唯一の市立高校として特色ある学校教育の充実を図るため、横須賀市高等学校教育課程研究会の開催や学校研究助成により、教育課程の充実や教員の指導力向上を目指します。また、英語以外の外国語科目にネイティブ講師を配置し、外国語の学びを通して国際的な視野の向上を図るなど、専門家による指導を受けられる授業を開講する等の充実を図ります。
事業21	横須賀総合高校における国際交流の推進（教育指導課） ※事業9の再掲
概要	横須賀総合高校の国際教育を推進するため、多くの国際交流を行います。 ○ オーストラリア・エラノラ高校との短期留学（毎年派遣・隔年受け入れ） ○ 米海軍横須賀基地内のキニックハイスクールとの交流
事業22	横須賀総合高校におけるキャリア教育の推進（教育指導課）
概要	目的を明確にした進路に向かうキャリア教育の充実のために、全日制においては「産業社会と人間」および「羅針」（総合的な探究の時間）の授業において関東学院大学の教授等による専門的な視点での指導を行い、生徒のキャリア意識の醸成および探究的な学びの充実を図ります。 また、定時制においては、市内企業の説明会の開催やインターンシップの実施等、生徒のキャリア意識の醸成を図ります。

事業 23	横須賀総合高校運動部活動の強化育成（保健体育課）
概 要	横須賀総合高校の運動部の部活動における競技力の向上や活性化のため、活動に必要な備品の購入や施設用具の整備、指導者の派遣を行います。

事業 24	横須賀総合高校文化部活動の育成（教育指導課）
概 要	横須賀総合高校の文化部の部活動における技量の向上や活性化および顧問の負担軽減のため、専門の技術指導者を派遣し、生徒の技術習得を支援します。

柱2 健やかな体

目標指標

指標		基準値	目標値 (令和7年度)
7	「運動が好き・やや好き」と回答する児童生徒の割合 (小学校5年生・中学校2年生) ※全国体力・運動能力、運動習慣等調査	小5男子 93.9% 小5女子 88.3% 中2男子 91.8% 中2女子 77.9% (令和元年度)	小5男子 95.0% 小5女子 90.0% 中2男子 92.0% 中2女子 79.1%
8	1週間の総運動時間が0分の児童生徒の割合 (小学校5年生・中学校2年生) ※全国体力・運動能力、運動習慣等調査	小5男子 4.4% 小5女子 6.6% 中2男子 5.9% 中2女子 13.9% (令和元年度)	小5男子 1.2% 小5女子 2.0% 中2男子 2.6% 中2女子 6.9%
9	体力下位層の児童生徒の割合 (小学校5年生・中学校2年生) 新体力テスト結果の総合判定がD・Eの児童生徒の割合 ※全国体力・運動能力、運動習慣等調査	小5男子 35.7% 小5女子 29.8% 中2男子 26.2% 中2女子 9.6% (令和元年度)	小5男子 28.7% 小5女子 22.5% 中2男子 26.0% 中2女子 9.0%
10	「朝食を食べない日が多い・食べない」と回答する児童生徒の割合 (小学校5年生・中学校2年生) ※全国体力・運動能力、運動習慣等調査	小5男子 3.3% 小5女子 3.2% 中2男子 6.2% 中2女子 5.6% (令和元年度)	小5男子 1.6% 小5女子 1.2% 中2男子 3.0% 中2女子 2.8%
11	1日の睡眠時間が6時間未満の児童生徒の割合 (小学校5年生・中学校2年生) ※全国体力・運動能力、運動習慣等調査	小5男子 4.3% 小5女子 2.4% 中2男子 9.6% 中2女子 9.0% (令和元年度)	小5男子 1.5% 小5女子 0.9% 中2男子 4.4% 中2女子 4.5%
12	体力合計点の平均値 (小学校5年生・中学校2年生) 新体力テストにおける各測定項目の結果を年齢別・男女別の「種目別得点表」に照らして10点満点の得点に換算し、それらを合計した「体力合計点」(80点満点)の平均値 ※全国体力・運動能力、運動習慣等調査	小5男子 52.59 小5女子 54.23 中2男子 42.67 中2女子 51.00 (令和元年度)	小5男子 54.59 小5女子 56.23 中2男子 43.47 中2女子 51.80

※ 基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響等により調査が実施できなかった場合や実績が例年と著しく異なる場合は、その影響がない年度の数値としています。

施策4 健康の保持増進・体力の向上

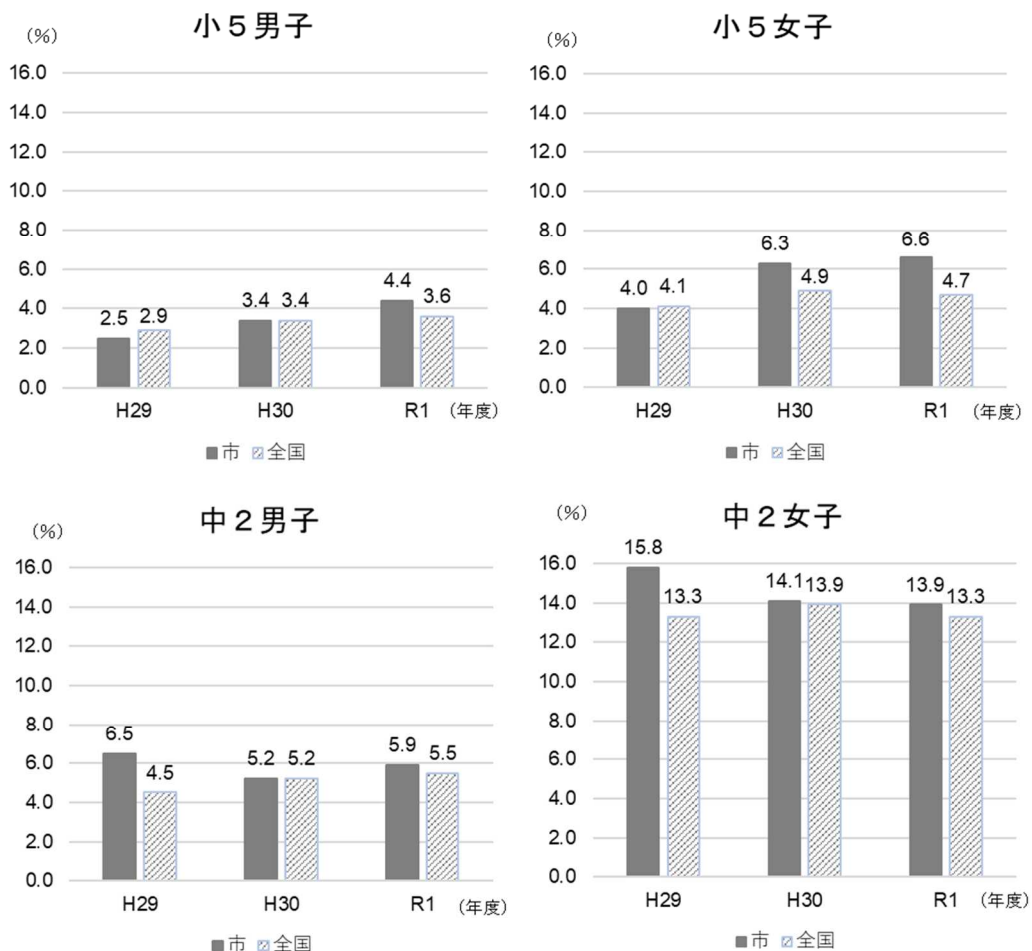
1 現状と課題

全国的に子どもの運動習慣の二極化が指摘されていますが、本市においても運動に積極的でない子どもの割合が増えています。

一方、児童生徒全体の体力は上昇傾向にあり、これは、体力向上に関する指導の中核となる体育・保健体育科の授業改善が図られたことにより、児童生徒の運動に対する肯定的な捉えが良好になっていることが要因と考えられます。

今後も児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等に関する調査結果の原因分析等を学校、児童生徒、保護者と共有するとともに、学校の中だけでの取り組みでなく、社会スポーツや地域との連携についても検討し、子どもの健康や体力に関する課題解決を図っていく必要があります。

【1週間の総運動時間が0分の児童生徒の割合】



出典：「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（スポーツ庁）を基に作成

2 事業

事業 25	児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等の調査・分析（保健体育課）
概 要	児童生徒の健康を保持増進し、体力の向上を図るため、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によりその状況を把握します。 また、調査の分析結果を学校、児童生徒および保護者へ還元するとともに、本市として必要な健康・体力向上推進に関する施策の策定や、各学校の取り組みの工夫改善に役立てます。
事業 26	健康・体力に関する指導力の向上（保健体育課）
概 要	健康・体力に関する指導が各学校の教育活動全体を通じて計画的に行われるよう、各学校において「健康・体力向上プラン」を作成します。 また、体育・保健体育科の授業改善や、学校保健、健康教育に関する教員の指導力向上のため、研修講座や説明会等の充実を図ります。
事業 27	学校体育実技指導協力者の派遣（保健体育課）
概 要	学校体育実技の充実を図るとともに、安全を確保するため、小学校（水泳）と中学校（武道）に補助指導者を派遣します。
事業 28	学校体育に関する小中学校への研究委託（保健体育課）
概 要	学校体育における今日的な課題に対する取り組みを推進するため、小中学校へ研究委託を行います。 ○ 体力づくり研究委託 ○ 運動部活動モデル校研究委託
事業 29	喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する健康教育の推進（保健体育課）
概 要	薬物乱用などが心身の健康に及ぼす影響について、児童生徒の理解を深めるため、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教室を開催します。
事業 30	児童生徒各種競技大会の実施（保健体育課）
概 要	児童生徒一人一人の意欲を向上させるため、体育・保健体育科の学習や、運動部活動などで身に付けた技能等を発表する場を設けます。 ○ 小学校児童陸上記録大会 など ○ 中学校総合体育大会 など

事業 31	中学校部活動の支援（体育関係）（保健体育課）
概 要	市立中学校の部活動における生徒のニーズに応じた技術指導の支援や顧問教員の負担軽減のため、市立中学校運動部に部活動指導員および技術指導者を派遣します。

事業 32	横須賀総合高校運動部活動の強化育成（保健体育課） ※事業 23 の再掲
概 要	横須賀総合高校の運動部の部活動における競技力の向上や活性化のため、活動に必要な備品の購入や施設用具の整備、指導者の派遣を行います。

事業 33	各種競技大会への選手派遣に対する奨励（保健体育課）
概 要	運動部活動における本市代表の出場選手の派遣を奨励するため、県大会以上の交通費・宿泊費等の補助などを行います。

施策5 望ましい生活習慣の確立に向けた支援

1 現状と課題

社会環境や生活様式の変化などにより、生活習慣の乱れや運動の機会の減少が課題となっています。

健康の保持増進・体力の向上のためには、望ましい生活習慣、運動習慣の確立が求められますが、そのためには、学校と家庭の連携が必要です。

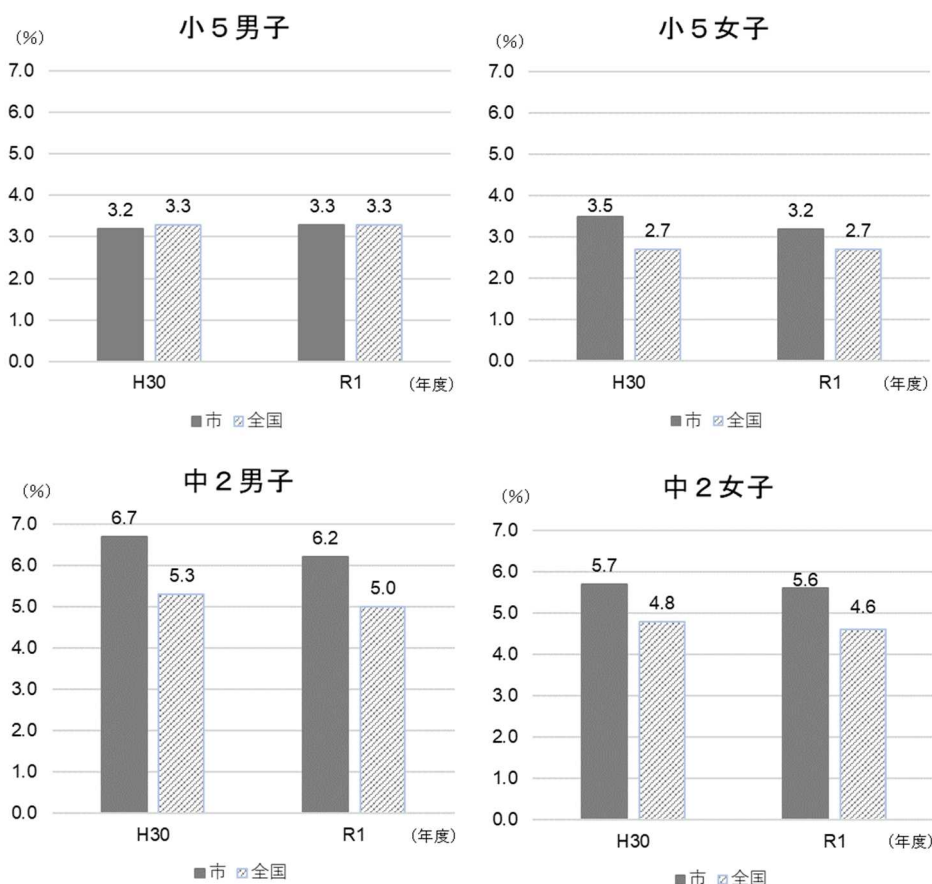
子どもの食生活や健康に関しては、偏った栄養摂取や朝食欠食などの食生活の乱れ、肥満や過度のやせなどが見受けられ、生活習慣病と食生活の関係も指摘されています。

学習指導要領には「学校における食育の推進」が位置付けられ、学校においては、給食や教科等の時間を通じて、食に関する指導を行っています。

本市では、令和3年（2021年）9月末から中学校完全給食を開始し、小学校、中学校の9年間を通じて、学校給食を活用した食育が可能となりました。

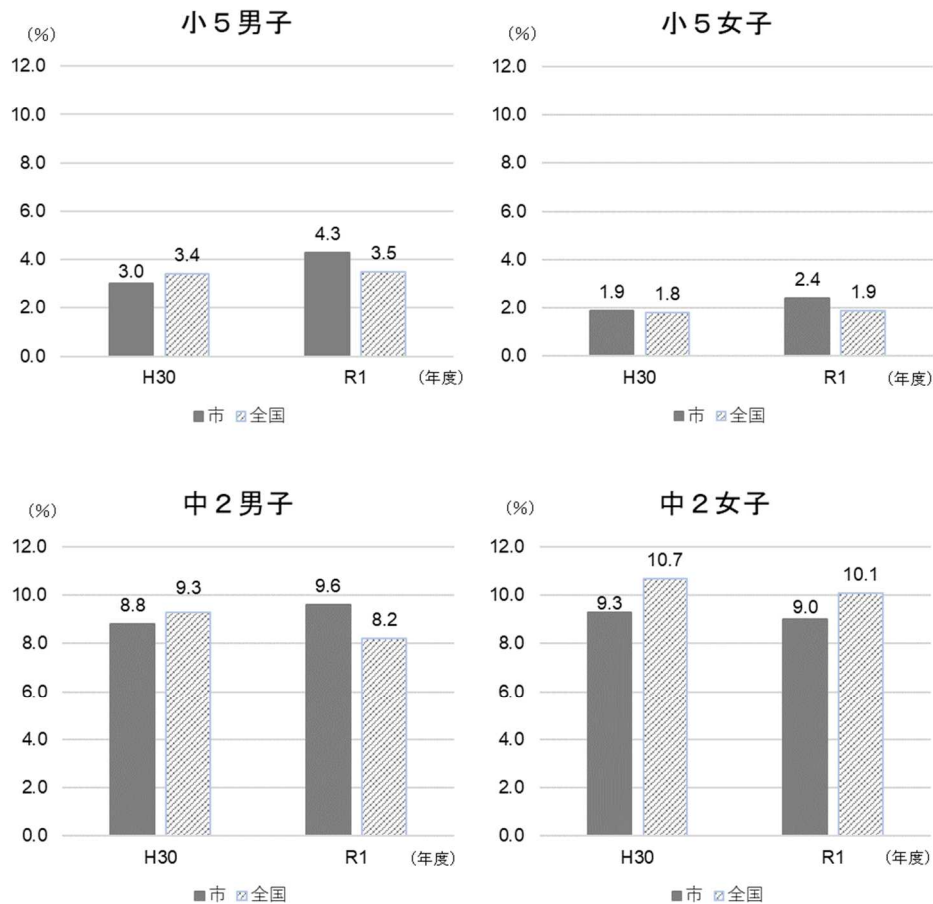
子どもがその発達の段階に応じて食生活に対する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、継続的な食育の推進が必要です。

【朝食を食べない日が多いまたは食べない児童生徒の割合】



出典：「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（スポーツ庁）を基に作成

【1日の睡眠時間が6時間未満の児童生徒の割合】



出典：「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（スポーツ庁）を基に作成

2 事業

事業 34	学校と家庭が連携した生活習慣、運動習慣に関する意識啓発（保健体育課）
概要	子どもが自ら考え、判断して、生涯にわたって健康的な生活を送ることができるよう、学校における生活習慣、運動習慣に関する継続的な指導を行うとともに、児童生徒、保護者、教職員の生活習慣、運動習慣に関する意識を啓発します。
事業 35	食育の推進（学校食育課）
概要	子どもが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより生涯にわたって健全な心と体を培っていけるよう、学校において食に関する指導の全体計画を作成し、教育活動全体を通じた食育の推進を図ります。 ○ 学校給食を活用した食育の推進 ○ 児童生徒、保護者、教職員の食に関する意識の啓発 ○ 栄養教諭を中心とした食育の推進

※パブリック・コメント手続対象外

方針 2

多 様 性 を 認 め 合 う 共 生 社 会
の 担 い 手 を 育 て ま す

柱3 豊かな心

目標指標

	指標	基準値	目標値 (令和7年度)
13	横須賀市人権教育指導者所属校の割合 横須賀市人権教育指導者養成研修講座を修了した教員が所属する学校の割合 * 横須賀市人権教育指導者養成研修講座は人権教育の実践指導を積極的に推進する教員の育成を図るために実施している研修講座。2年間受講して修了。 ※横須賀市教育研究所資料	55.5% (令和3年度)	80.0%
14	小中学校におけるいじめの解消率 市立小中学校で認知したいじめが解消された割合 * いじめの解消については、「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月14日文部科学省)により「いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3カ月を目安に継続している」という定義が示されたため、例年8月に実施される神奈川県調査の数値を実績とします。 ※児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省) ※児童・生徒の問題行動等調査(公立小・中学校版)(神奈川県)	98.3% (令和2年度)	100.0%

※ 基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響等により調査が実施できなかった場合や実績が例年と著しく異なる場合は、その影響がない年度の数値としています。

施策6 人権教育・道徳教育の推進

1 現状と課題

人間の生命はかけがえのないものであり、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利を尊重することは大切なことです。人権を尊重するためには、年齢や性、障害の有無や国籍等に捉われず、さまざまな多様性を認め合うことを大切にしていかなければなりません。

しかし、本市の教職員を対象とした性の多様性に関するアンケート調査等では、性の多様性について誤った認識をしている教職員がいることが分かりました。性の多様性に限らず、様々な多様性を認め合う人権教育を推進していくためには、多様性に関する正しい知識と人権感覚を身に付けていく必要があります。

また、「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通して行われる道徳教育の充実を図る必要があります。

児童生徒が人権や道徳に関する知識を身に付け、理解を深めるには、教職員自身が意識・感覚・知識を磨いていくことや学校の組織的な取り組みが大切です。

2 事業

事業 36	人権教育に関する指導力の向上（教育研究所）
概 要	多様性を認め合う人権尊重の理念について教員の理解を深めるため、関係機関と連携した人権教育の研修等の充実を図ります。 ○ 学校人権教育担当者研修講座の開設 ○ 人権教育指導者養成講座の開設

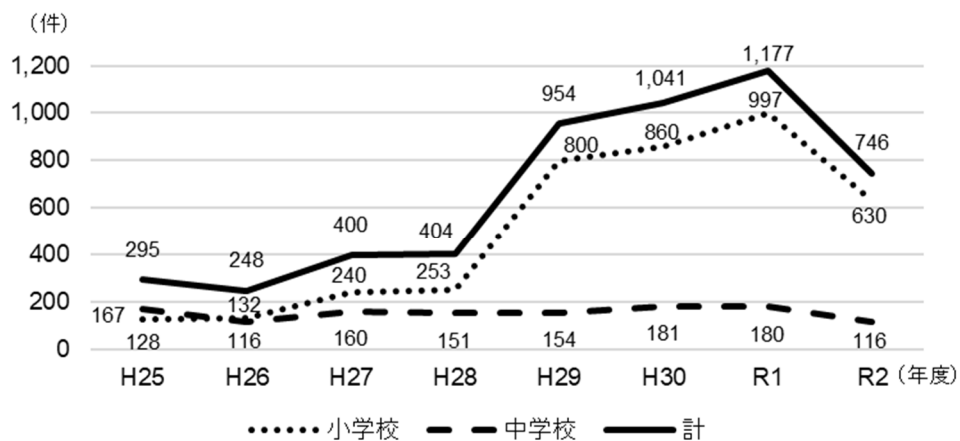
事業 37	道徳教育に関する指導力の向上（教育指導課）
概 要	道徳教育に関する教員の指導力を向上させるため、教職員が道徳教育の指導上の諸問題を研究協議するとともに、道徳教育全般や道徳科における授業についての研修等の充実を図ります。

施策7 いじめ・暴力行為への適切な対応

1 現状と課題

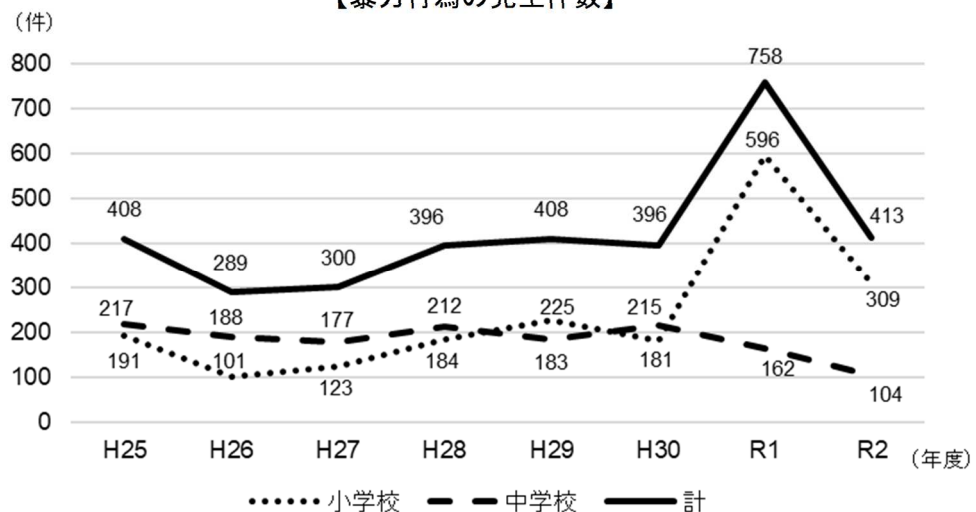
本市における児童生徒のいじめの認知件数、暴力行為の発生件数は増加しています。これは、各学校において初期段階のケースも含め、積極的にいじめや暴力行為の認知と対応を行っていることによるものですが、学校教育においては、「いじめはどの学校でも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる」という基本的な考えに立ち、加害も被害もどちらも成長過程にある子どもであることを踏まえ、教員の日常的なきめ細かな指導を徹底するとともに、心理的・福祉的な側面から専門家も十分に活用しながら、未然防止と早期解決に努める必要があります。また、いじめが解消していると判断した後も注意深く見守っていくことが求められます。

【いじめの認知件数】



※ 平成29年3月「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定により、いじめの定義が明確となり積極的な認知が求められるようになりました。このため平成29年度は本市でも認知件数が倍増しています。

【暴力行為の発生件数】



※ 令和元年度、暴力行為の発生件数は小学校で倍増しました。この増加はケガにつながらないものでも暴力行為と捉え学校が適切に指導していることの表れと考えられます。

出典：令和2年度横須賀市立小中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査の結果について

2 事業

事業 38	スクールカウンセラーの配置（支援教育課）
概 要	いじめ・暴力行為・不登校等の課題解決を図るため、臨床心理の知識と経験を備えた「スクールカウンセラー」を全学校に配置し、児童生徒、保護者、教職員に対して心理に関する専門的見地からのカウンセリングやアセスメント（情報収集・見立て）、コンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）等を行います。

事業 39	スクールソーシャルワーカーの配置（支援教育課）
概 要	児童生徒を取り巻くさまざまな環境に働きかけ、問題行動や不登校の予防・早期解決を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を持つ「スクールソーシャルワーカー」を全学校に配置し、家庭や社会福祉関係機関との連携を強化しながら、学校とともに課題解決や状況の改善を図っていきます。

事業 40	ふれあい相談員・登校支援相談員の配置（支援教育課）
概 要	いじめや不登校等を予防、早期解決するため、小学校に「ふれあい相談員」を配置し、児童との日常的かつ情緒的な関わりを通して、教職員と連携して個々のニーズや困難さを把握します。 また、中学校には「登校支援相談員」を配置し、登校はできるものの、教室に入ることのできない生徒に対し、相談室等で対応したり、不登校生徒宅に担任とともに家庭訪問をしたりしながら、校内の居場所づくりや人間関係を広げる手助けをします。

事業 41	学校スーパーバイザーの配置（支援教育課）
概 要	児童生徒への支援体制を充実させるため、「学校スーパーバイザー」を配置し、ふれあい相談員、登校支援相談員、スクールカウンセラー、教育相談心理士等への助言や研修を行うとともに、学校を訪問し、心理的な視点から支援のアドバイスや重篤な事件事故が起きた際の緊急支援を行います。

事業 42	教育相談による支援（支援教育課）
概 要	学校生活における不安や悩みを抱える児童生徒が本来の力を発揮し、成長できるよう、児童生徒とその保護者のニーズに基づいた心理的・教育的援助を行います。 教育相談では、心理学の視点に基づいて本人、家庭、学校の情報を統合した見立てを行い、保護者、学校等、協働すべき関係者と連携して、必要に応じて継続的なカウンセリングや心理教育を行うとともに、本人の支援の場として適切であると判断した場合には、相談教室につながります。

柱4 多様な教育的ニーズへの対応

目標指標

指標		基準値	目標値 (令和7年度)
15	不登校の児童生徒のうち学校内外による相談・指導等を受けていない人数の割合 ※児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省） ※児童・生徒の問題行動等調査（公立小・中学校版）（神奈川県）	31.4% （令和2年度）	21.4%

※ 基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響等により調査が実施できなかった場合や実績が例年と著しく異なる場合は、その影響がない年度の数値としています。

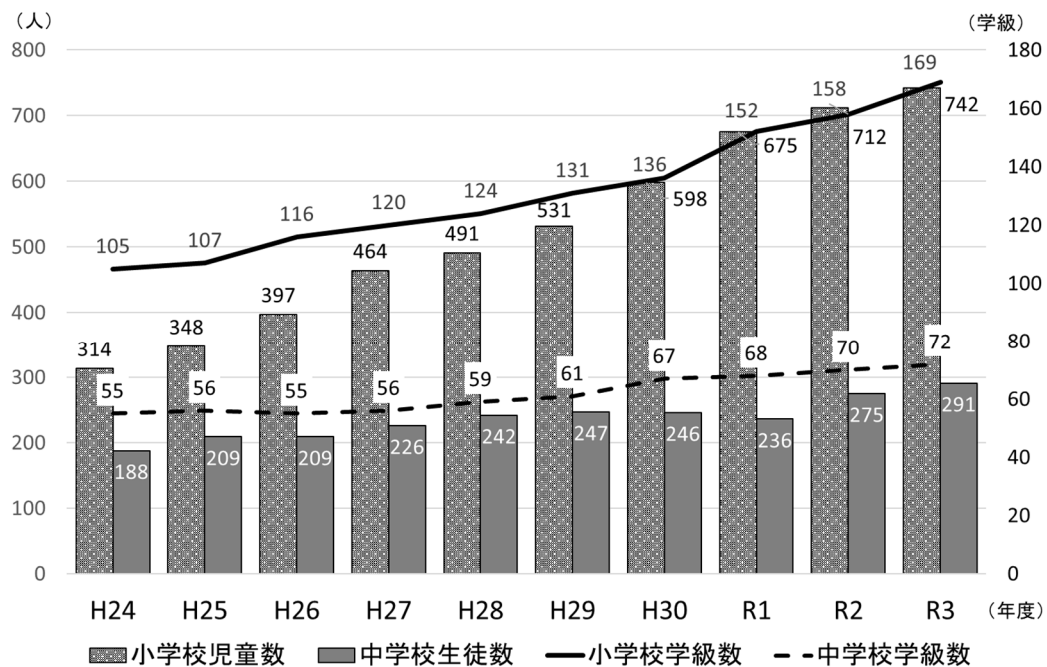
施策8 支援教育の推進

1 現状と課題

本市では、「共生社会」の担い手を育むために、障害の有無にかかわらず、全ての子どもに目を向けた「支援教育」を推進しています。

本市の特別支援学級の在籍児童生徒数は年々増加する傾向にあり、通常の学級においても、個別の配慮を要する児童生徒が増加しています。多様化する教育的ニーズに応じて適切な支援を行い、学校内外における支援体制の充実を図る必要があります。

【特別支援学級の在籍児童生徒数・学級数】



※出典：横須賀市教育政策課資料

2 事業

事業 43	横須賀市支援教育推進プランの推進（支援教育課）
概 要	多様化する教育的ニーズに対応するため、「横須賀市支援教育推進プラン」に基づき、基礎的環境整備を進めるとともに合理的配慮を提供します。 また、学習面および生活面で配慮を要する幼児児童生徒への指導や支援についての研修講座等を実施することにより、多様な幼児児童生徒の学校教育活動への参加を促進します。

事業 44	学習面・生活面における各種介助員の配置（支援教育課）
概 要	支援や配慮を必要とする児童生徒の介助、危険防止など教育活動上のさまざまな課題に対応するため、小中学校に各種介助員を配置します。 ○ 特別支援学級介助員を特別支援学級に配置 ○ 教育支援臨時介助員を日常的な学習活動や校外活動の際に配置 ○ 泊を伴う学校行事の介助員を修学旅行や宿泊学習の際に配置

事業 45	校内支援体制充実のための研修の実施（支援教育課）
概 要	支援や配慮を必要とする児童生徒への支援体制を充実させるため、学校と関係機関との連絡調整、保護者からの相談対応、担任への支援等を担う教員（支援教育コーディネーター）や、児童生徒指導を担当する教員等への研修を行い、資質・能力の向上を図ります。

事業 46	支援教育ステーションの開設（支援教育課）
概 要	多様な教育的ニーズに対応し、特に日本語指導を必要とする児童生徒およびその保護者への支援を充実させるため、在籍校への入学前にガイダンスや日本語指導を効果的・効率的に行う「支援教育ステーション」を開設します。 【令和4年度】 ○ 施設整備 【令和5年度から】 支援教育ステーションにおける ○ 多言語での就学ガイダンスの実施 ○ 日本語能力アセスメントの実施 ○ 日本語指導が必要な児童生徒に対しての初期集中指導の実施 ○ 翻訳や通訳、教材の紹介等の実施 ○ 多言語対応を含む、保護者相談・支援の充実 ○ スクールソーシャルワーカーの拠点としての活用

事業 47	医療的ケアの充実（支援教育課）
概 要	医療的ケア児およびその家族が、個々の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう、体制を整えます。 ○ 市立学校への学校看護師の派遣 ○ 市立養護学校への医療的ケア指導医の派遣 ○ 医療的ケア児の登下校支援

事業 48	病虚弱教室（院内学級）の運営（支援教育課）
概 要	病院に入院し、健康上の理由および病虚弱のため、在籍校に通えない児童生徒の学習を保障するとともに、保護者の精神的・物理的な負担を軽減するために、市立うわまち病院（および神明公園に移転建て替え後の新市立病院）において病虚弱教室（院内学級）を運営します。

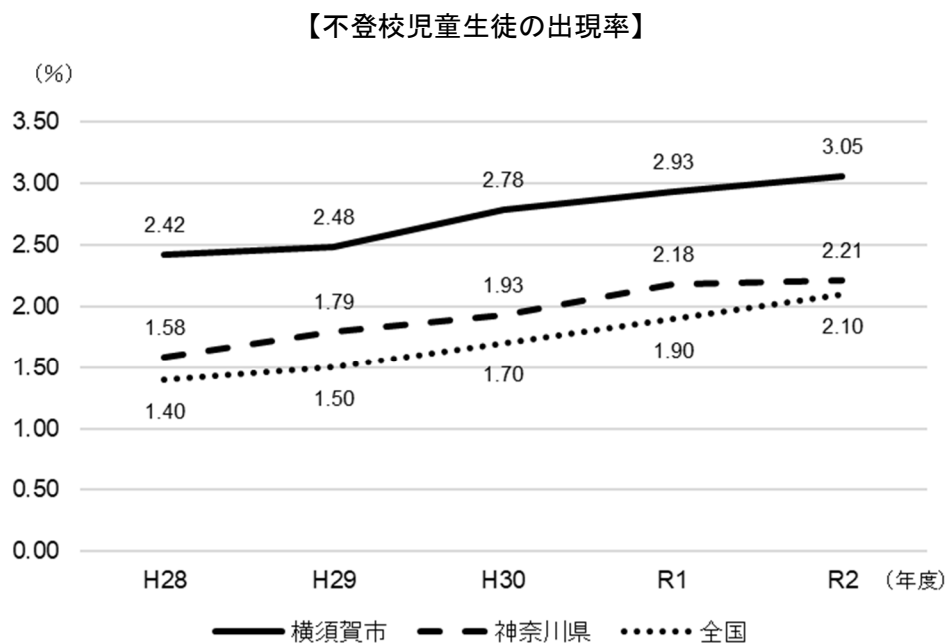
施策9 不登校に関わる支援の充実

1 現状と課題

本市の不登校児童生徒の出現率は国や県と比較して高い割合であり、また、増加傾向にあります。

これには学校・家庭・本人に係る要因や背景が複雑に絡んでいると考えられますが、不登校に関わる支援に当たっては、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す必要があります。

児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校と家庭、必要に応じて関係機関が情報を共有し、組織的・計画的に個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、不登校が生じないように、学校においては福祉的・心理的な側面から支援を行い、未然防止、早期発見、早期対応を図ります。



出典：令和2年度横須賀市立小中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査の結果について

2 事業

事業 49	相談教室の運営（支援教育課）
概要	不登校の状況にある児童生徒が社会的自立に向けて歩みだせるように支援するため、市内 5 か所（7 教室）で不登校の児童生徒が通室する「相談教室」を運営します。 相談教室には支援員やカウンセラーを配置し、小集団の中での活動を通じて個々の状態に応じた支援を行うことで、児童生徒が自己肯定感を高め、他者との信頼関係を築き、社会参加への意欲を高めることを目指します。
事業 50	スクールカウンセラーの配置（支援教育課） ※事業 38 の再掲
概要	いじめ・暴力行為・不登校等の課題解決を図るため、臨床心理の知識と経験を備えた「スクールカウンセラー」を全学校に配置し、児童生徒、保護者、教職員に対して心理に関する専門的見地からのカウンセリングやアセスメント（情報収集・見立て）、コンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）等を行います。
事業 51	スクールソーシャルワーカーの配置（支援教育課） ※事業 39 の再掲
概要	児童生徒を取り巻くさまざまな環境に働きかけ、問題行動や不登校の予防・早期解決を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を持つ「スクールソーシャルワーカー」を全学校に配置し、家庭や社会福祉関係機関との連携を強化しながら、学校とともに課題解決や状況の改善を図っていきます。
事業 52	ふれあい相談員・登校支援相談員の配置（支援教育課） ※事業 40 の再掲
概要	いじめや不登校等を予防、早期解決するため、小学校に「ふれあい相談員」を配置し、児童との日常的かつ情緒的な関わりを通して、教職員と連携して個々のニーズや困難さを把握します。 また、中学校には「登校支援相談員」を配置し、登校はできるものの、教室に入ることのできない生徒に対し、相談室等で対応したり、不登校生徒宅に担任とともに家庭訪問をしたりしながら、校内の居場所づくりや人間関係を広げる手助けをします。

事業 53	学校スーパーバイザーの配置（支援教育課） ※事業 41 の再掲
概 要	児童生徒への支援体制を充実させるため、「学校スーパーバイザー」を配置し、ふれあい相談員、登校支援相談員、スクールカウンセラー、教育相談心理士等への助言や研修を行うとともに、学校を訪問し、心理的な視点から支援のアドバイスや重篤な事件事故が起きた際の緊急支援を行います。

事業 54	教育相談による支援（支援教育課） ※事業 42 の再掲
概 要	学校生活における不安や悩みを抱える児童生徒が本来の力を発揮し、成長できるよう、児童生徒とその保護者のニーズに基づいた心理的・教育的援助を行います。 教育相談では、心理学の視点に基づいて本人、家庭、学校の情報を統合した見立てを行い、保護者、学校等、協働すべき関係者と連携して、必要に応じて継続的なカウンセリングや心理教育を行うとともに、本人の支援の場として適切である判断した場合には、相談教室につながります。

事業 55	学校・フリースクール等連携協議会の開催（支援教育課）
概 要	フリースクール（注）等と学校や教育関係諸機関との連携および協働を推進するため、「横須賀市学校・フリースクール等連携協議会」を運営し、フリースクールにおける活動の周知や不登校児童生徒へのより良い支援に向けた連携の在り方について情報交換を行います。 （注）フリースクール 民間の運営による不登校児童生徒に学習機会や居場所を提供している機関

事業 56	不登校に関する相談会等の開催（支援教育課）
概 要	学校生活の再開や社会的自立を支援するため、「不登校をともに考える会～ハートフルフォーラム～」や「進路情報説明会・不登校相談会」等を開催し、不登校や登校しぶりのある児童生徒とその保護者を対象に、支援機関の紹介、個別相談、座談会等を行います。

施策 10 外国につながるのある児童生徒に関わる支援の充実

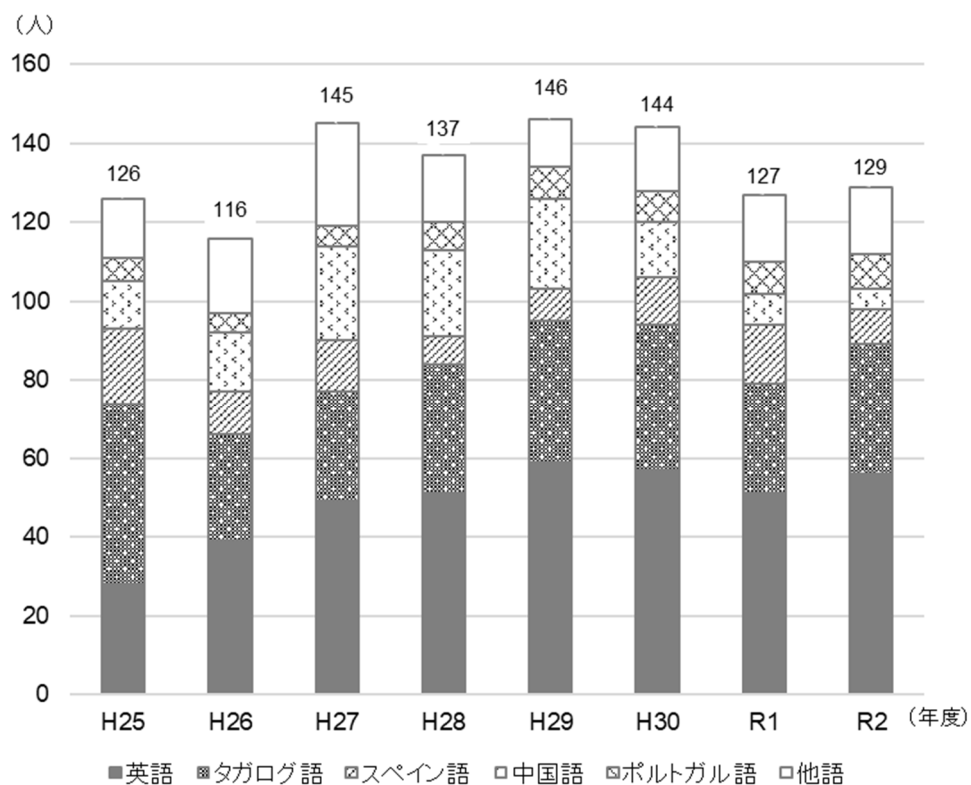
1 現状と課題

本市では、日本語指導が必要な児童生徒が近年増加傾向にあります。当該児童生徒が学校生活に適応し、安心した学校生活を送るとともに、日本語を用いて学習に取り組めるよう支援する必要があります。

しかし、日本語が全く分からない状態で編入学・転入学してきた児童生徒は、学校生活への適応に過度の負担がかかっています。また、対応言語が増加し、児童生徒の母語により指導できる指導員が配置できないなどの課題があります。

そのため、指導員の確保・資質向上とともに、初期に集中した指導が行える拠点設置等の環境整備を図り、一人一人のニーズに応じた支援を行う必要があります。

【日本語指導が必要な児童生徒数】



※令和元年度・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により減少していると考えられます。

出典：教育委員会支援教育課資料

2 事業

事業 57	支援教育ステーションの開設（支援教育課） ※事業 46 の再掲
概 要	多様な教育的ニーズに対応し、特に日本語指導を必要とする児童生徒およびその保護者への支援を充実させるため、在籍校への入学前にガイダンスや日本語指導を効果的・効率的に行う「支援教育ステーション」を開設します。 【令和4年度】 ○ 施設整備 【令和5年度から】 支援教育ステーションにおける ○ 多言語での就学ガイダンスの実施 ○ 日本語能力アセスメントの実施 ○ 日本語指導が必要な児童生徒に対しての初期集中指導の実施 ○ 翻訳や通訳、教材の紹介等の実施 ○ 多言語対応を含む、保護者相談・支援の充実 ○ スクールソーシャルワーカーの拠点としての活用

事業 58	日本語指導員・学校生活適応支援員の派遣（支援教育課）
概 要	日本語指導が必要な外国につながる児童生徒が学校生活に適応できるよう、支援の充実を図ります。 なお、日本語指導・学校生活適応支援は、現在は1週間に数回、各学校への指導員の派遣のみにより行っていますが、令和5年度からは、新たに支援教育の拠点として設置する「支援教育ステーション」に児童生徒が通い、一定期間集中的に指導を受けることで、よりスムーズに在籍学級での生活に移行できるよう支援を拡充します。 ○ 日本語指導員の派遣 日本語の初歩的な読み書きや話し方の個別指導等を行う「日本語指導員」を小中学校に派遣し、対象の児童生徒が安心した学校生活を送れるように、また、一斉指導の授業に、ある程度の支援があれば参加できる力を身に付けられるように支援します。 ○ 学校生活適応支援員の派遣 日本語が全く分からない児童生徒に対しては、母語による説明、通訳等を行う「学校生活適応支援員」を派遣し、学校生活への適応を支援し、日本語指導員に引き継ぎます。

事業 59	国際教育コーディネーターの配置（支援教育課）
概 要	学校における支援体制を充実させるため、国際教育コーディネーターが外国につながりのある児童生徒の編入学・転入学時に日本語に係るアセスメントを行うとともに、在籍する学校と日本語指導員を対象に、支援体制や支援プログラム作成のための指導助言を行います。 また、保護者を対象にした就学相談・教育相談の窓口および電話での対応を行うとともに、外部関係機関へつなぐための通訳を行います。

※パブリック・コメント手続対象外

方針 3

生涯を通じた学びを支援します

柱5 人生100年時代の学び合い

目標指標

指標		基準値	目標値 (令和7年度)
16	生涯学習センター利用者数 生涯学習センターの有料施設、図書室および情報検索用パソコンの利用者数の合計 ※横須賀市「生涯学習」	126,974 人 (令和元年度)	140,000 人
17	学習情報提供・学習相談件数 生涯学習センターにおける学習相談で提供した学習情報の件数 ※横須賀市「生涯学習」	8,279 件 (令和元年度)	8,500 件
18	市民大学講座受講者アンケートの満足度 アンケート回答全体のうち80点以上の評価点を得た回答の割合 ※「横須賀市市民大学講座のまとめ」用基礎データ	74.1% (令和元年度)	80.0%
19	Yokosuka まなび情報の講師情報登録件数 市内で学習活動をしているサークルや学習活動を支援する講師などの情報「Yokosuka まなび情報」に講師情報を登録した件数 ※生涯学習センター「Yokosuka まなび情報」	219 件 (令和元年度)	230 件

※ 基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響等により調査が実施できなかった場合や実績が例年と著しく異なる場合は、その影響がない年度の数値としています。

施策 11 子どもから高齢者まで年齢を問わず学べる機会の提供

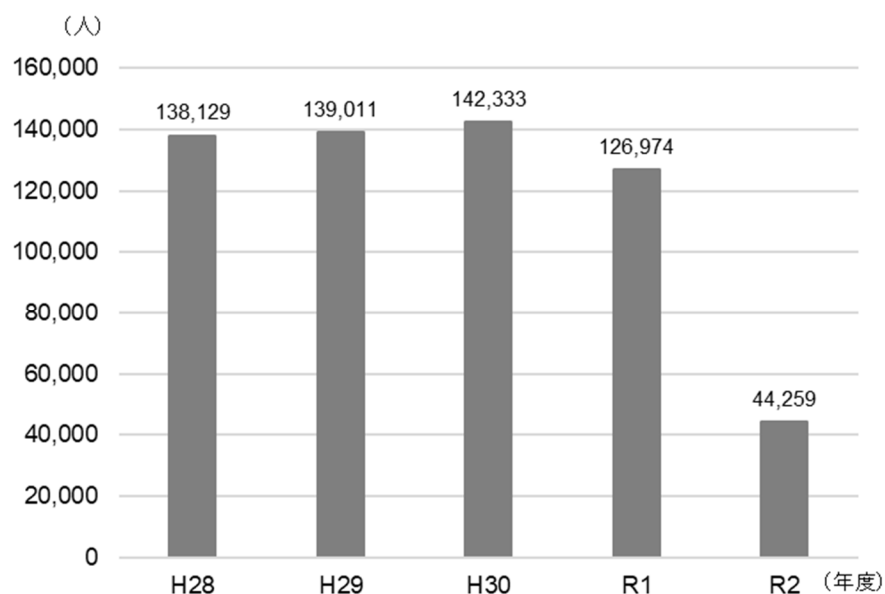
1 現状と課題

「人生 100 年時代」と言われている今、全ての人が生涯を通じて学び続け、知的好奇心に溢れた心豊かな生活を送ることができる社会が求められています。

本市では、生涯学習センターをはじめとする社会教育施設や身近な地域のコミュニティセンターにおいて、人々のさまざまな学びの要求に対応できるように、個人の要望から社会の要請に応える内容まで学びの機会を幅広く提供して市民の学習活動を支援していますが、コロナ禍を経た社会の変化を踏まえ、学びの形態も、人が一堂に会して行う学習だけではなく、離れた場所、離れた人ともつながりを持てるようにすることが必要です。

また、教育委員会だけでなく、市の各部局や地域の教育機関・研究機関等とも連携し、地域での教育力向上も目指しながら、より一層多様な学習機会を提供することが求められています。

【生涯学習センター利用者数】



※令和元年度、令和2年度の減少は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。

出典：横須賀市「生涯学習」

2 事業

事業 60	社会教育・生涯学習の調査・計画（生涯学習課）
概 要	社会教育行政の充実を図るため、「社会教育委員会議」を開催し、本市社会教育に関する計画や施策等についての意見や助言、提言等を受けるほか、社会教育行政や社会教育関係施設が取り組む事業計画や実績を報告し、社会教育に関する情報交換を行います。 また、社会教育施設利用者の声や講座受講者アンケートなどを利用し、市民の生涯学習に関する意識や学習ニーズの調査を進めます。

事業 61	生涯学習センターにおける社会教育・生涯学習の推進（生涯学習課）
概 要	市民の学習活動を支援するため、本市の生涯学習推進の拠点施設である生涯学習センターにおいて、学びの場の提供、市民大学、文化・生涯学習情報の収集提供、学習相談、学習成果の地域活用を実施し、多様な講座による仲間づくり、学習継続、学習成果の地域への還元等を支援するとともに、横須賀という郷土についての意識醸成を図ります。 ○ 学びの場の提供・市民大学 自己の充実や生活向上に関する市民の多様な学習ニーズや解決すべき現代的課題、地域課題などに対応するため、市民大学等の多様な講座、子ども対象のジュニアカレッジなど幅広い世代に向けた講座や大学・研究機関などを活用した講座を実施します。 ○ 文化・生涯学習の情報収集提供 市民が主体的に学習活動を行えるように、講師、サークル、学習施設、講座・イベントなど、生涯学習や文化に関する情報の収集・提供を充実させます。 ○ 学習相談 学習上の問題の解決、主体的な学習を継続するにはどうすれば良いか、何を学習したら良いかなど、相談者自らが答えを導き出すために学習相談員が助言します。

事業 62	人権教育・啓発の推進（生涯学習課）
概 要	人権に関する正しい認識と理解を深め、広く人権意識の高揚を図るため、講演会や講座の充実を図り、人権教育・啓発を推進します。

事業 63	学校施設等の開放（生涯学習課）
概 要	社会教育の普及、青少年の健全な育成および公共公益活動を行うため、市立学校等の施設を、児童生徒の安全や学校教育に支障のない範囲において地域団体に開放します。

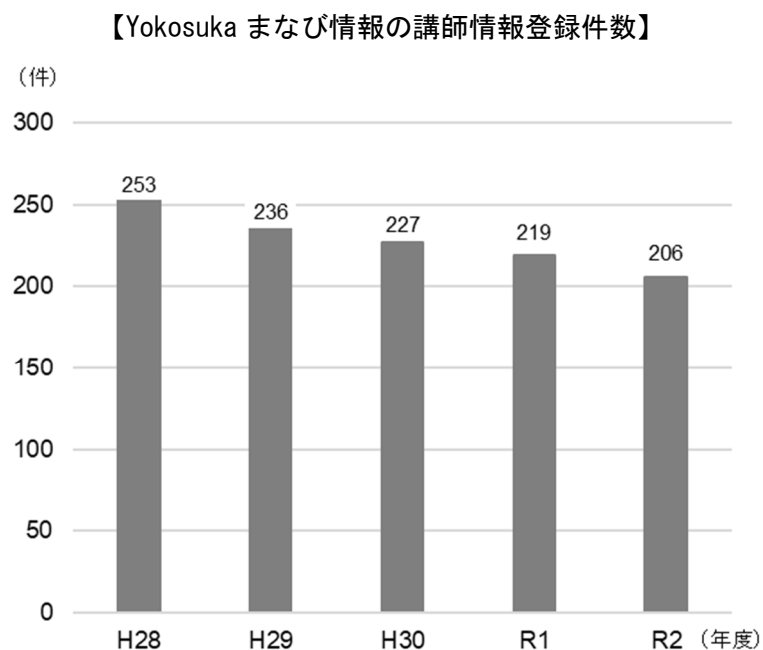
事業 64	社会教育施設の連携・職員の資質向上（生涯学習課 中央図書館 博物館運営課 美術館運営課ほか）
概 要	社会教育職員の資質向上を図るため、研修や外部機関との交流等を行います。 また、生涯学習センター、図書館、博物館、美術館、コミュニティセンターのネットワークを強化し、連携した事業展開と市民への広報・情報発信に取り組みます。

施策 12 学びの成果を生かせる場の充実

1 現状と課題

学びによって得た知識や技能等を、個人の生活の充実のほかに、どこかで、何かに生かしたいという思いがあっても、どこでどのようにしたら生かすことができるのか、その具体的な機会を得ることは簡単ではありません。

人々が、学んだ成果を自らの能力向上に生かすだけでなく、自らが講師となって学んだ成果を広めたり、学んだ仲間と活動したり、地域に学びの成果を生かすための場をともに考え、支援していきます。



出典：Yokosuka まなび情報

2 事業

事業 65	学習成果の地域での活用（生涯学習課）
概要	市民が学んだことを生かし、地域活動へと結びつけていくことを目指した学習機会の提供を行います。学習で身に付けた知識や技術を地域に生かし、自らが講師となって講座の企画運営を行うなど、主体的に活動するために学習相談等による支援や、その活動の継続を推進するためのスキルアップ講座を行います。 生涯学習センターやコミュニティセンター等その成果を発揮する場の提供を行い、市民が活躍する生涯学習社会の実現を目指します。

柱6 地域の歴史・文化・自然から得る学び

目標指標

指標		基準値	目標値 (令和7年度)
20	市立図書館におけるレファレンス件数 ※「横須賀の図書館」	28,929 件 (令和元年度)	43,000 件
21	市立図書館における総貸出冊数 ※「横須賀の図書館」	1,460,056 冊 (令和元年度)	1,500,000 冊
22	自然・人文博物館来館者数 本館の来館者数 ※横須賀市博物館報	54,634 人 (令和元年度)	62,000 人
23	自然・人文博物館来館者満足度 本館の来館者満足度。 来館者へのアンケートにより「全体の満足度」「展示物」「解説パネルや展示構成」「施設・設備」の各項目について調査し、集計した「総合」の満足度を指標とします。 ※横須賀市博物館報	— (新規)	85.0%
24	横須賀美術館展覧会観覧者数 ※横須賀美術館運営評価報告書	127,077 人 (平成29年度～ 令和元年度の平均)	140,000 人
25	横須賀美術館企画展満足度 来館者へのアンケートにより、「作品」「観覧料」「配置・見やすさ」「解説・順路」「心的充足」「総合」の各項目について調査し、「総合」の満足度を指標としています。 ※横須賀美術館運営評価報告書	90.0% (令和元年度)	90.0%
26	教育普及事業参加者の満足度 ワークショップや講演会など、教育普及事業の参加者へのアンケートにより、事業の満足度を測定します。 ※横須賀美術館運営評価報告書	— (新規)	90.0%

※ 基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響等により調査が実施できなかった場合や実績が例年と著しく異なる場合は、その影響がない年度の数値としています。

施策 13 文化遺産・自然遺産の活用と将来への継承

1 現状と課題

本市には旧石器時代以降、さまざまな歴史の舞台となった背景があり、三浦半島という地理的特性の中で育まれ、そして受け継がれてきた多種多様な文化遺産・自然遺産があります。

文化財保護法に基づく指定等を受けた文化財だけでも、国・県・市を合わせて 135 件あり、これらは、本市の魅力をアピールする重要な要素となっています。

一方で、文化財の指定等を受けているか否かにかかわらず、文化遺産・自然遺産の保存と将来への継承は常に大きな課題です。

これら本市の貴重な資産である文化遺産・自然遺産を保存し、将来に継承していくためには、地域の協力が欠かせません。地域住民が身近にある文化財を知り、郷土を一つのアイデンティティとして捉えていくことが地域の振興やまちづくりにもつながっていくと考えます。

文化財の保存と活用という両輪のバランスをしっかりと取りながら、将来へ継承していくことが求められています。

2 事業

事業 66	近代化遺産の保存・活用（生涯学習課）
概要	本市特有の魅力である近代化遺産を広く市内外にアピールするため、基礎的な調査研究、資料収集を行い、記録を公表し、市内外への周知を図ります。 また、その保存と活用について関係機関と協議し、どのような形で後世に伝えることが最善かを検討します。

事業 67	史跡東京湾要塞跡の活用推進（生涯学習課）
概要	歴史的にも重要な価値を有している史跡東京湾要塞跡を良好な状態で将来に継承するため、各遺跡の遺構修理や整備工事の方法を検討・実施します。 また、史跡の魅力を市民のみならず国内外に広く発信し、観光や教育等に幅広く活用していけるよう、関係機関や団体、関係部局と連携を図ります。

事業 68	浦賀レンガドックの保存（生涯学習課）
概要	浦賀レンガドックを将来に継承していくため、文化財指定を目指し、歴史的価値の調査・研究を行います。調査・研究に当たっては有識者から指導を受け、市の基幹産業であった造船業の姿を伝える浦賀ドックの調査記録を公開・活用し、本市の新たな魅力のアピールにつなげていきます。

事業 69	重要文化財の保存管理と公開活用（生涯学習課）
概 要	文化財の保護と次世代への継承のため、指定文化財等所有者・管理者と連携・協議します。 また、市内に所在する文化財のうち重要なものを指定して、保護・保存を図るとともに、公開・活用を図りながら市民の文化的資質の向上を目指し、将来へ受け継いでいきます。

事業 70	天然記念物の保護と適切な管理（生涯学習課 博物館運営課）
概 要	本市の豊かな自然を代表する天然記念物を適切に管理するため、所有者や関係機関と連携・協議して保護を図ります。 また、市民が体感し、親しみ、学ぶことができる自然遺産として、馬堀自然教育園や天神島臨海自然教育園を活用します。

事業 71	埋蔵文化財の保護と調査（生涯学習課）
概 要	埋蔵文化財を保護するため、埋蔵文化財包蔵地で計画された開発行為については、埋蔵文化財保護の協議を行うとともに、必要な試掘確認調査および本発掘調査を実施し、その結果を文化財速報展や発掘調査報告書により公開します。

事業 72	万代会館の整備と活用の検討（生涯学習課）
概 要	市指定重要文化財である万代会館の保存と活用を図るため、現状では経年による損傷があり利用できない状態となっている建物の維持管理の継続と、利用再開に向けた整備を検討します。

事業 73	市民団体との協働による文化遺産の活用（生涯学習課）
概 要	市内各地の文化遺産の一層の保存・活用を図るため、千代ヶ崎砲台跡活用サポーターの会などの市民団体との連携・協働を強化します。

事業 74	学校教育での文化財の活用（生涯学習課）
概 要	学校教育での文化財の活用を図るため、文化財整理室の出土品の展示・解説を行うとともに、市内各学校からの要望に応じて発掘調査の出土品やその他実物資料を使った授業、史跡見学などの屋外学習の支援および民俗芸能の体験など、郷土横須賀の歴史や伝統文化を学ぶ機会を提供します。

事業 75	民俗芸能・伝統文化の保護と継承（生涯学習課）
概 要	市内各地に伝わる伝統的な文化や芸能を次世代へ継承していくために、横須賀市民俗芸能保存協会加盟団体と協調して、指導者と後継者の育成を図るとともに、発表の場として民俗芸能大会ならびに民俗芸能ミニイベントを交互に隔年で開催します。 また、指定重要無形文化財・指定重要無形民俗文化財および国選択無形民俗文化財については、映像記録を広く公開し活用していきます。

施策 14 図書館・博物館・美術館における豊かな学びの推進

図書館

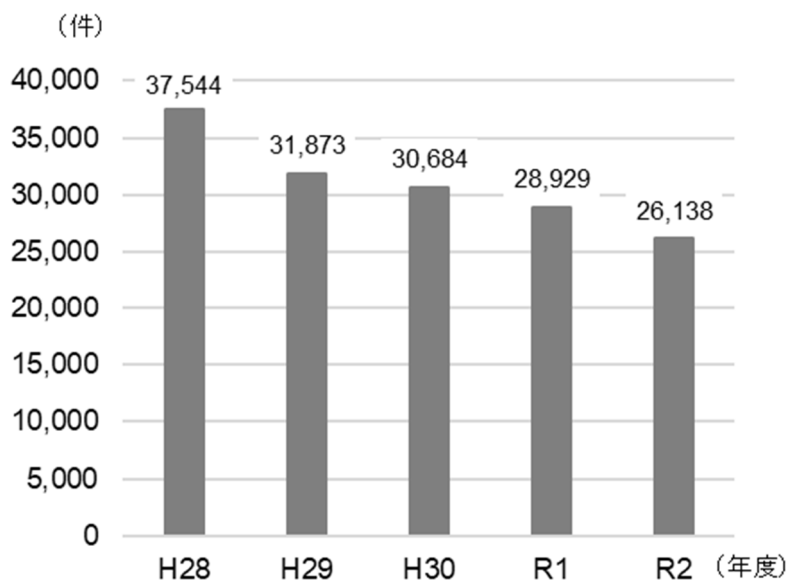
1 現状と課題

本市には、「中央図書館」「北図書館」「南図書館」のほか、全国でも珍しい、児童のための独立した「児童図書館」を加えた4つの市立図書館があります。さらに、各コミュニティセンター等で図書の閲覧・貸出や取り次ぎを行うなど、全市域にわたって図書館サービスを提供しています。

市立図書館では、市民の役に立つ、市民から頼りにされる図書館を目指し、レファレンスや情報提供の充実、市民の読書活動や生涯学習での活用を図っていますが、今後は、資料のデジタル化や、にぎわいを生む新たな図書館としての在り方の検討も必要です。

また、子どもにとって読書は、言葉や知恵を身に付け、表現力や想像力を高め感性を豊かにし、成長していく上で欠くことのできないものです。「第4次横須賀市子ども読書活動推進計画」に基づき、全ての子どもが自発的な読書習慣を身に付け、本と出会い・楽しみ・学ぶことができるような、豊かな読書活動を推進する必要があります。

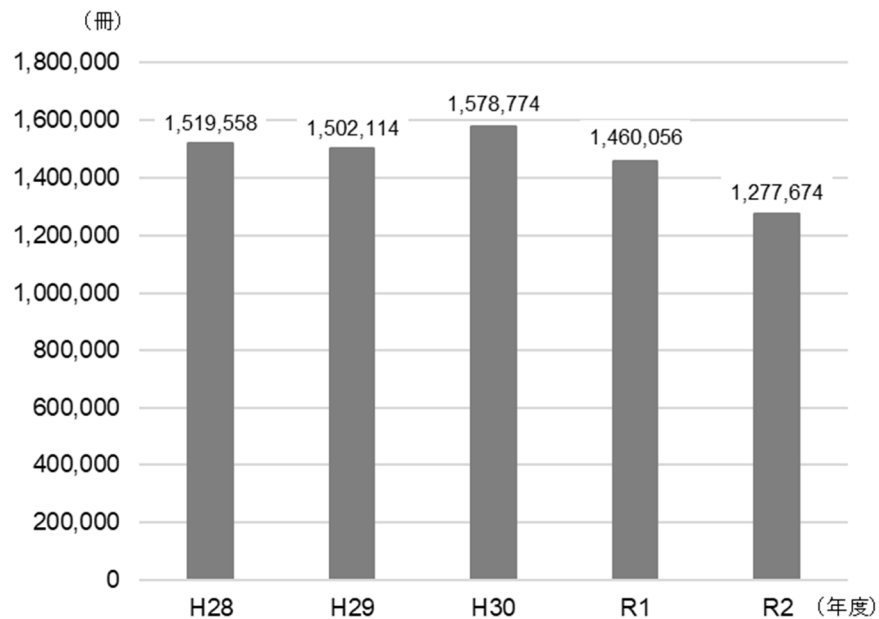
【市立図書館におけるレファレンス件数】



※令和元年度、令和2年度の減少は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。

出典：横須賀の図書館

【市立図書館における総貸出冊数】



※令和元年度、令和2年度の減少は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。

出典：横須賀の図書館

2 事業

事業 76	子ども読書活動の推進（中央図書館）
概 要	子どもの読書活動を推進するため、「第4次横須賀市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの発達段階に応じたさまざまな取り組みを実施します。 ○ ブックスタート事業 乳児健康診査時（4か月児が対象）に、絵本、おすすめ絵本リスト、図書館利用案内等が入った「ブックスタートパック」を赤ちゃんと保護者へ配布するとともに、1組ごとの読み聞かせを実施します。 ○ ブックリストの配布 図書館が子どもに出会ってほしい本をリストにした「ブックリスト」を、3歳児健康診査時や小中学校の夏休み前に配布します。 ○ 学校との連携 図書館見学、おはなし会等を実施するほか、調べ学習のための図書の特別貸出を行います。 ○ 「子ども読書の日」等に合わせたイベント開催やPR活動の実施

事業 77	図書館資料の収集、保存、提供（中央図書館）
概 要	資料収集基準に基づき、市民ニーズに即した資料および地域特性を生かした資料、郷土資料を収集し、利用しやすい整理と将来にわたって有益な資料の保存に努めます。 また、資料収集とともに所蔵資料（フィルム、絵葉書、古文書、古地図等）の整理保存を進め、利用しやすい方法で提供・公開していきます。

事業 78	図書館情報サービス事業（中央図書館）
概 要	市内全域に図書館サービスを提供するため、図書館とコミュニティセンター図書室等のサテライト拠点を結んだネットワークシステムの円滑な運用を図ります。

事業 79	レファレンスと情報提供の充実（中央図書館）
概 要	図書の探し出しや調べものに役立つよう、レファレンスと情報提供の充実を図ります。 また、社会環境の変化による市民ニーズを把握しながら、電子書籍の導入や今後の図書館の在り方について検討します。

事業 80	企画展等の充実（中央図書館）
概 要	市民が必要とする知識・情報を提供するとともに、図書館の利用促進を図るため、企画展・課題解決コーナーなどの展示や映画会等のイベントを実施します。

事業 81	図書館ボランティア活動の推進（中央図書館）
概 要	読書活動に関わる市民ボランティアを支援するため、読み聞かせボランティアの育成やスキルアップのための研修を実施するとともに、読み聞かせやおはなし会・ブックスタート事業等を連携して実施します。

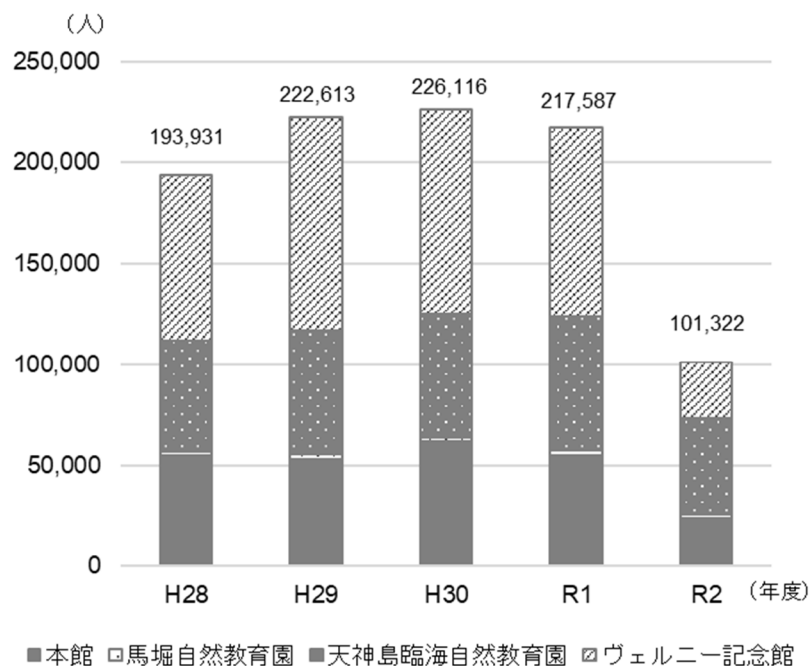
博物館

1 現状と課題

自然・人文博物館は、地域の総合博物館として 60 年以上に及ぶ調査・研究と収集、寄贈などによる豊富な資料を基に、三浦半島の自然と歴史を分かりやすく展示しています。博物館の附属施設として、ホテルやトウキョウサンショウウオなど森と水辺の生物を保護育成している馬堀自然教育園、海岸・海洋生物を保護し、美しい海岸環境を保全している天神島臨海自然教育園があり、また、日本の近代化に大きな足跡を残したヴェルニーと横須賀製鉄所を紹介するヴェルニー記念館についても、博物館と連携し、一体的に運営しています。

今後は、展示内容や施設設備の充実を図るとともに、誘導サインの拡充、インターネット等を活用した積極的な情報発信、地域に密着した活動等によって市民にとって博物館がより身近で親しみやすい学びの場となる取り組みが必要です。また、子どもから高齢者まで、多様なニーズに応じた展示や行事を開催するとともに、学校支援事業としての資料の貸し出しや学芸員の派遣などによる学校との連携をより積極的に行うことも必要です。

【自然・人文博物館等来館者数】



※令和元年度、令和2年度の減少は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。

出典：横須賀市博物館報

2 事業

事業 82	自然・人文博物館のリニューアルの検討（博物館運営課）
概要	これからの地域社会を担う子どもたちや子育て世代などが再び訪れたいくなるような魅力ある博物館とするため、体感的に学ぶことができる、新しい展示技術の導入や幅広い世代に親しまれる空間づくりなど、博物館のリニューアルを検討します。
事業 83	歴史資料・自然誌資料の収集・整理、調査・研究、保存・活用（博物館運営課）
概要	博物館に蓄積されてきた歴史資料・自然誌資料を適切に保管し、整理するとともに、調査研究報告書、資料集等を作成し、展示・講座などで広く市民に公開します。 また、最新資料の収集、調査・研究を行い、市民・学校・他部局等からの要望に適切に対応できるよう取り組みます。 横須賀を特徴づける近代歴史資料、自然誌資料などの地域研究を核とした博物館の専門性をさらに高めます。
事業 84	展示の充実（博物館運営課）
概要	常設展示、特別展示、企画展示の充実を図るとともに、附属施設（馬堀自然教育園、天神島臨海自然教育園）やヴェルニー記念館の適切な運営を行います。 また、スマホアプリ等を活用し、展示解説の充実を図ります。
事業 85	博物館教育普及活動の推進、学習機会の提供（博物館運営課）
概要	生涯を通じた自己の充実や生活の向上のため、歴史や自然に関する講座、自然観察会、夏休み体験学習などの教育普及活動を行うとともに、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象とし、博物館の各施設を利用した講座や現地での野外学習などを実施します。 また、市の関係部局や学校、市民団体が実施する環境教育、環境学習、郷土史研究などの支援、事業連携を行います。
事業 86	天然記念物の保護と適切な管理（生涯学習課 博物館運営課） ※事業 70 の再掲
概要	本市の豊かな自然を代表する天然記念物を適切に管理するため、所有者や関係機関と連携・協議して保護を図ります。 また、市民が体感し、親しみ、学ぶことができる自然遺産として、馬堀自然教育園や天神島臨海自然教育園を活用します。

事業 87	子ども向け博物館教育普及活動の推進（博物館運営課）
概 要	博物館が子どもにとって身近な存在になるよう、教職員との共同研究、学校教育に役立つ展示・企画、資料貸出、学芸員の派遣などの学習支援を積極的に行うなど、学校と連携・協力して、児童生徒の学習の場を提供します。

事業 88	親しみやすい博物館を目指した活動の推進（博物館運営課）
概 要	親しみやすい博物館を目指し、地域の自治会、商店街などと連携し、イベントなどを通して地域に密着した博物館活動を充実させます。 また、来館（園）者アンケート等により利用者の実態を把握するとともに、ホームページ、YouTube、SNS等を活用して博物館の教育普及活動を広く市民に情報発信し、親しみやすさ、分かりやすさを充実させます。

美術館

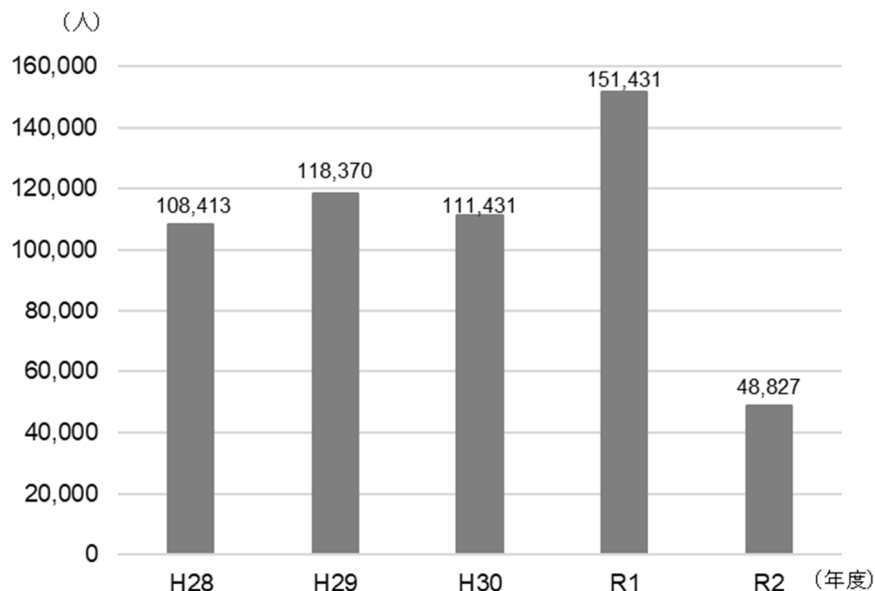
1 現状と課題

横須賀美術館は、美術への理解を深め、市民に親しまれる美術館を目指し、企画展、所蔵品展の開催により多様な美術の表現に触れる機会を提供するほか、講演会やワークショップ等教育普及活動を多数開催しています。また、小学校6年生美術鑑賞会や児童生徒造形作品展などを行い、学校との連携を一層深めるとともに、子ども・家族向けの教育普及事業を充実させることにより、子どもたちの美術館教育に寄与しています。

そして、観音崎という風光明媚な環境に立地し、アートを活用したまちづくりの中で大変重要なポテンシャルを持っている横須賀美術館の価値を高め、市民の愛着や誇りを向上させるとともに、新たな利用者を開拓していくことは、本市のまちづくり・観光に寄与し、また、教育機関としての機能の充実につながると考えられます。そのためには、市の様々な施策と連動させた事業展開を得意とする市長部局による運営が望ましいことから、令和4年度（2022年度）から、横須賀美術館に関する事務を市長に移管することとしました。

なお、移管後も横須賀美術館が社会教育法、博物館法等に基づく社会教育機関であることに変わりはありません。今後も社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、学校教育との連携等に留意し、社会教育を適切に実施していく必要があります。

【横須賀美術館展覧会観覧者数】



※令和2年度の減少は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。

出典：横須賀美術館運営評価報告書

2 事業

事業 89	展覧会の充実（美術館運営課）
概 要	多くの人々に優れた美術作品と出会い、親しみ、感動を得る場を提供するため、国内外の近現代美術を中心とした展覧会、多数の所蔵作品や谷内六郎館の紹介、および集客効果の高い企画展など、幅広いジャンルを対象とした展覧会を開催します。 また、新たに国指定重要文化財の公開に向け、文化庁から公開承認を得て展示の企画を行います。
事業 90	知的好奇心を育成し充足させる教育普及活動の推進（美術館運営課）
概 要	「知的好奇心の育成と充足」を目的とし、美術への理解を深め、美術館に対して親しみを感じられるワークショップや講演会、学芸員やアーティストによるトークを開催します。 また、一層幅広い層が参加できるよう、スマホアプリやSNSを活用した展示紹介などを通じて、新たな教育普及活動に取り組みます。
事業 91	福祉活動の充実（美術館運営課）
概 要	年齢や障害の有無にかかわらず美術と美術館を楽しめるよう、創作や鑑賞を支援する多様なプログラムおよびサービスを提供します。 ○ 障害児者および通所作業所利用者等を対象としたワークショップの実施 ○ 対話鑑賞の実施および特別支援学校、高齢者施設の受け入れ ○ 触察教材、音声ガイド、手話通訳等を活用した鑑賞プログラムの提供 ○ 託児サービスの実施
事業 92	子どもたちへの美術館教育の推進（美術館運営課）
概 要	子どもたちの創造性を高め、さまざまな人たちとの交流から美術の意味や価値を学ぶ機会を提供します。また、スマホアプリやSNSを活用し、誰もが参加しやすい教育普及活動に取り組むとともに、学校教育に資する、充実した鑑賞体験の場を提供します。 ○ 子ども・親子向けのワークショップの実施 ○ 子ども・親子・家族向けの展示解説および鑑賞プログラムの提供 ○ 保育園・幼稚園、小中学校の受け入れ ○ 小学生美術鑑賞会（小学校6年生）の実施 ○ 美術館活用推進のための教員向けプログラムの実施と学校における鑑賞活動の支援 ○ 児童生徒造形作品展の実施

事業 93	美術館ボランティア活動の推進と人材の育成・交流（美術館運営課）
概 要	市民との協働による美術館ボランティア活動を推進し、学習、成長の場を提供します。また、研修等の受け入れや地域連携を進め、人材交流に努めます。

事業 94	美術品の収集、保存、活用（美術館運営課）
概 要	収集方針に基づき、積極的な収集活動を行い、所蔵作品の充実を図ります。 また、所蔵作品のデータベース化を進め、展示、ホームページ、SNS、アプリのポケット学芸員などを通じて広く情報発信を行うほか、所蔵作品の修復などを行い、市民の文化遺産を未来へ伝えます。

事業 95	美術作品、普及事業の調査・研究（美術館運営課）
概 要	日本近現代美術史、地域の美術を中心とした調査・研究を行い、展示に生かします。また教育普及活動に関して最新事業を調査し、ノウハウを蓄積し、事業に反映させて質の向上を図ります。

事業 96	図書資料の収集と公開（美術館運営課）
概 要	所蔵作品に関連する書籍・展覧会図録を中心に、美術全集や絵本等を含む美術関連の多様な図書資料を収集し、公開します。また、約2万冊からなる匠文庫（美術評論家・匠秀夫氏旧蔵資料）を良好な状態で保存し、公開します。

事業 97	「市民に親しまれる美術館」を目指した活動の推進（美術館運営課）
概 要	地域の人々や他部局、異業種との連携を強め、「市民に親しまれ、利用される美術館」を目指した活動を行います。また、ウェブサイトやSNSを活用し、市民や横須賀を訪れる人々に積極的な情報発信を行います。

※パブリック・コメント手続対象外

方針 4

持続可能で魅力ある教育環境を整えます

柱7 社会変化に即した教育環境

目標指標

	指標	基準値	目標値 (令和7年度)
27	体育館照明LED化実施済み学校数 ※横須賀市学校管理課調査	28校 (令和2年度)	54校
28	教育環境の整備に係る地域別協議会の設置数 横須賀市教育環境整備計画に基づき、地域における協議のための地域別協議会を設置した数 ※横須賀市教育政策課調査	0か所 (令和2年度)	2か所
29	ICT機器の授業での活用頻度 (小学校6年生・中学校3年生) 「前年度までに受けた授業で、コンピュータなどのICT機器をどの程度使用しましたか」に「ほぼ毎日」と回答する割合 ※全国学力・学習状況調査質問紙調査	— (令和2年度)	100.0%
30	ICT機器を使うのは勉強の役に立つと思う割合 (小学校6年生・中学校3年生) 「学習の中でコンピュータなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか」の肯定的な回答割合 ※全国学力・学習状況調査質問紙調査	— (令和2年度)	100.0%

※ 基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響等により調査が実施できなかった場合や実績が例年と著しく異なる場合は、その影響がない年度の数値としています。

施策 15 学校の安全・安心の推進

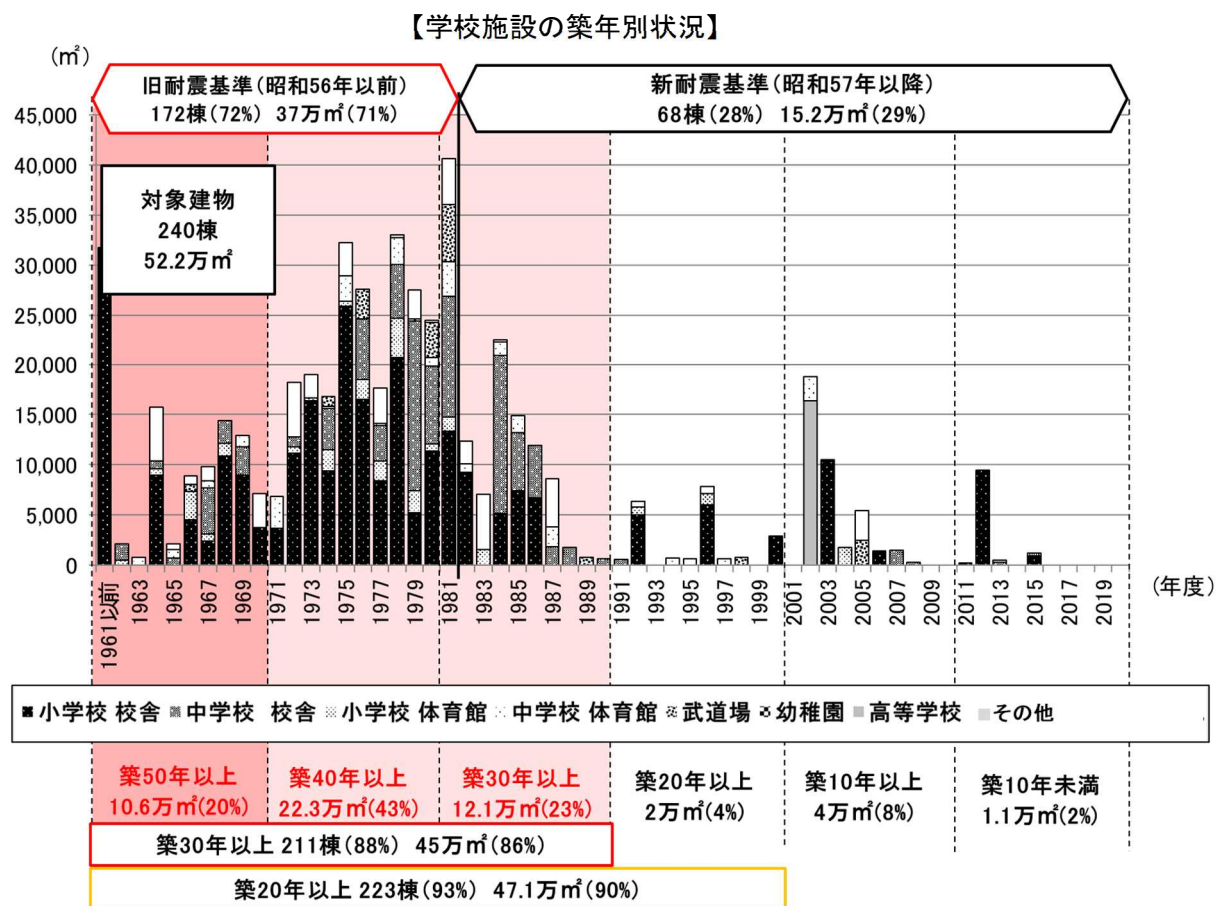
1 現状と課題

学校は、子どもたちの学習、生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件の一つです。子どもが安全で安心した学校生活を送ることができるように環境面での整備が重要となります。

学校施設は、児童生徒の増加を背景に昭和 50 年代に集中して建設され、令和 2 年度時点で、全体の約 2 割の施設が建築後 50 年以上経過しており、経年劣化が進んでいます。なお、建築後 30 年以上経過している施設は、全体の約 8 割を超えています。

今後、学校施設を維持するためには、大規模改修工事や建て替えに多額の費用が必要になるだけでなく、その時期も一時期に集中することが想定され、効率的に施設を運営していくことが求められています。

また、学校施設だけでなく、通学路の安全確保や、地震や津波、台風等の自然災害に対する各学校の立地状況に応じた防災教育の充実、学校管理下における不慮の事故などへの初期対応を適切に行うための教職員への研修機会の充実なども重要です。



出典：横須賀市学校施設の長寿命化計画

2 事業

事業 98	学校の施設整備・維持管理（学校管理課）
概 要	安全な教育環境を確保するため、老朽化対策に必要な営繕工事を行うとともに、避難所として使用される学校施設の安全対策として、非構造部材の耐震化を進めます。 また、学校施設を適正かつ良好な状態に維持するために、各種設備の保守点検や清掃業務などを行います。

事業 99	体育館照明のＬＥＤ化（学校管理課）
概 要	震災時に避難所となる学校体育館照明の耐震化を図るため、また、消費電力削減による環境負荷とランニングコストの軽減を図るため、学校体育館の照明をＬＥＤに改修します。

事業 100	通学路の交通安全確保（教育指導課）
概 要	通学路の交通安全の確保のため、市立小学校から報告を受けた危険箇所等について、道路管理者、警察署などの関係機関との連携や協力を図り、合同点検などを実施します。

事業 101	防災教育の推進（教育指導課）
概 要	防災対応能力の基礎を培い、実践的な防災教育の充実を図るため、本市における立地、防災に関する課題を鑑み、危機管理マニュアルの作成・見直しや、学校・家庭・地域が連携した学校防災に係る活動を行います。

事業 102	学校事故等緊急時の体制づくり（保健体育課）
概 要	学校管理下における不慮の事故などへの初期対応を適切に行うため、教職員を対象とした応急手当普及員講習会や心肺蘇生法実技研修講座、アナフィラキシー対応研修を実施します。 また、市立学校などに配備しているＡＥＤ（自動体外式除細動器）を適切に管理します。

施策 16 児童生徒の減少等に対応した学びの環境整備

1 現状と課題

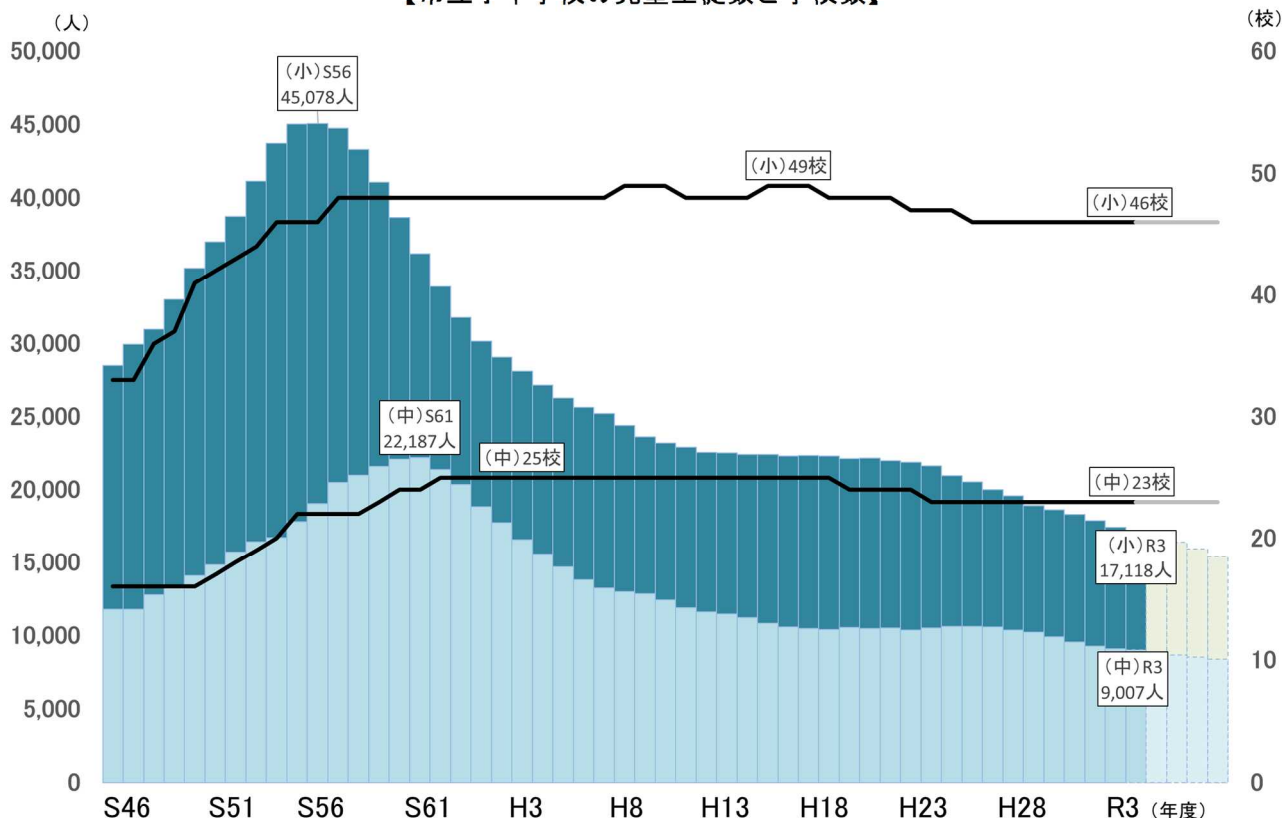
市立小中学校の児童生徒数は、昭和 56 年(児童数のピーク時)、昭和 61 年(生徒数のピーク時)と比較して、児童・生徒ともに約 6 割減少しており、今後も減少していくことが見込まれます。児童生徒数が減少している中で学校数はほとんど変化がないため、市内の小中学校で小規模校化が進んでいます。中には 1 学級の人数が著しく少ない学校や男女比が偏っている学校もあります。

このような状況の中で、人間関係面においては関係が固定化しやすいことなど、指導面においては多様な意見等に触れることが難しいことや集団学習に制約が生じることなど、学校運営面においてはバランスの取れた教職員配置が難しいことや教職員 1 人当たりの校務が幅広く負担になることなど、教育環境として望ましくない状況となっています。

また、前述のとおり、学校施設の老朽化が進んでいることに加え、本市は起伏の多い丘陵地に位置しており、一部の学校では、学校施設の位置する場所が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定されています。レッドゾーンに位置している学校は、建て替えコストが高くなることや安全性への配慮から建て替えが困難な施設もあります。

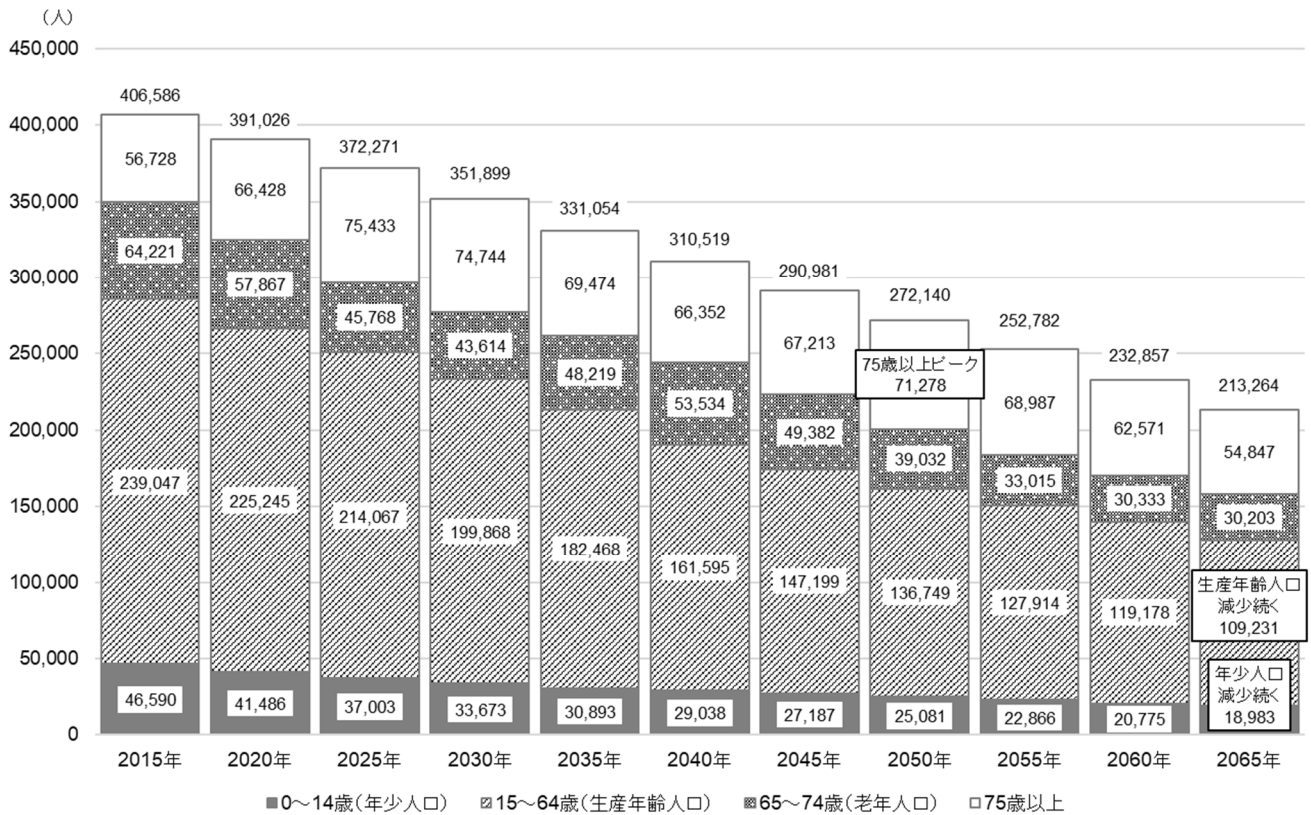
このような教育環境に係る複合的な課題を改善していくためには、令和 3 年度に策定した「横須賀市教育環境整備計画」に基づき、小規模校対策の検討だけではなく、建て替えや小中一貫教育推進の観点も含めて、教育環境の整備を進めていく必要があります。

【市立小中学校の児童生徒数と学校数】



出典：横須賀市教育政策課資料

【横須賀市の人口の見通し】



平成 27 年(2015 年)の国勢調査結果を基準とした将来推計人口では本市の人口は今後も減少傾向が続き、2030 年には約 35 万人に、20 年後の 2040 年には 31 万人になることが見込まれます。

将来の人口を年齢 4 区分(年少人口(0～14 歳)、生産年齢人口(15 歳～64 歳)、老年人口(65 歳～74 歳)、75 歳以上)で見ると、年少人口、生産年齢人口については減少が続くことが予測される中、老年人口のうち 75 歳以上人口については 2050 年まで増加することが見込まれます。

出典：横須賀市教育政策課資料

2 事業

事業 103	教育環境の整備推進(教育政策課)
概要	「横須賀市教育環境整備計画」に基づき、検討対象地域について、保護者、関係団体の代表者、学校関係者などによる地域別協議会を設置し、より良い教育環境について意見聴取を行い、教育環境の整備を進めます。

施策 17 教育の質の向上に向けた I C T の活用推進

1 現状と課題

本市ではこれまでもパソコン教室や全ての普通教室においてパソコンを整備・活用するなど、教育の情報化を推進するとともに、教職員が子どもと向き合う時間を確保するため校務支援システムを活用してきました。そのような中、学習指導要領においてプログラミング的思考の育成や情報セキュリティに関する内容を充実するなど情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力の一つとされ、また令和元年には Society5.0 時代を生きる子どもたち一人一人に個別最適化された学びを実現する「G I G A スクール構想」が提唱されました。

このことに伴い、本市においても、これまでの取り組みに加え、「G I G A スクール構想」に基づき 1 人 1 台端末および高速大容量の通信ネットワークを整備し、令和 3 年度から活用を始めました。

学校では、子どもの発達段階や不登校・障害などさまざまな教育的ニーズを持つ子ども一人一人の実状を踏まえた教育が望まれ、そのニーズに応える道具として I C T の活用は非常に有効性が高いものでありますが、I C T を日常的に活用するためには、I C T 環境を適切に管理・運用しながら、スキルはもとより、情報モラルや情報セキュリティなどの重要性を認識できるような取り組みがこれまでに以上に求められます。

2 事業

事業 104	G I G A スクールの推進（教育研究所（教育情報担当））
概 要	G I G A スクール構想により整備した 1 人 1 台端末を含む I C T 環境が効果的に活用できるよう管理・運用を行うとともに、活用実践の共有や研修を実施します。
事業 105	よこすか教育ネットワークの推進（教育研究所（教育情報担当））
概 要	よこすか教育ネットワークを適切に管理・運用し、校務支援システムや学校ホームページ等を活用して教職員が子どもと向き合える環境づくりを支援します。
事業 106	情報モラルや情報セキュリティに対する意識の向上（教育研究所（教育情報担当））
概 要	子どもが情報モラルや情報セキュリティの重要性を認識できるよう、児童生徒と家庭に対する啓発や教職員に対する研修を行います。

施策 18 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

1 現状と課題

予測困難で変化の激しい社会の中で、学校や子どもに関わる課題も多様化、複雑化しています。子どもの教育を学校だけが担うのではなく、保護者や地域社会も一体となって学校と目指す目標を共有し、連携・協働しながら子どもを育てていくことが一層大切になっています。

令和4年度（2022年度）から幼稚園を除く横須賀の全ての市立学校に学校運営協議会が設置されます。学校運営協議会は、どのような学校をつくっていくか、どのような子どもを育てたいかという目標を保護者や地域社会と共有し、子どもの教育に関わる皆が、知恵を出し合い、当事者意識を持って学校運営に参画する仕組みです。

今後は市内での事例を集め、各学校、地域が学校運営協議会を推進していくための条件整備やネットワークの構築、研修機会の確保などを積極的に行い、市全体で学校運営協議会の活性化を促進していく必要があります。

2 事業

事業 107	学校運営協議会の設置・推進（教育指導課）
概要	地域と学校の協働活動を充実させ、地域コミュニティを醸成し、未来の地域づくりを担う子どもを育成するため、横須賀型学校運営協議会（以下：学校運営協議会）を令和4年度から幼稚園を除く横須賀の全ての市立学校に設置します。 学校運営協議会では、どのような学校をつくっていくか、どのような子どもを育てたいかという目標を保護者や地域社会と共有し、子どもの教育に係わる皆が、知恵を出し合い、当事者意識をもって学校運営に参画します。 学校運営協議会の推進に当たっては、条件整備やネットワークの構築、研修機会の確保などを積極的に行い、市全体で学校運営協議会の活性化を促進します。

事業 108	適切な学校評価の実施（教育指導課）
概要	教育活動や学校運営の充実・改善を図るため、学校における学校評価を適切に実施します。

事業 109	「輝け！よこすかの子どもたち」（市民向け広報）の発行（教育政策課）
概要	市立学校における取り組みや児童生徒の様子や活躍、教育委員会の施策や取り組み等を市民に周知するため、市民向け広報「輝け！よこすかの子どもたち」を発行します。

事業 110	家庭との連携による生活習慣、学習習慣、運動習慣の確立 (教育指導課 支援教育課 保健体育課)
概 要	非行の低年齢化やいじめ・不登校の増加を踏まえ、子どもたちが社会生活を送る上で身に付けておいてほしいことや、携帯電話等の使用について家族で話し合い、ルールづくりすることの大切さを保護者へ周知するなど、児童生徒の望ましい生活習慣、学習習慣、運動習慣の確立に向けた家庭との連携を図ります。

事業 111	家庭教育の推進（生涯学習課）
概 要	家庭の教育力向上を図るため、市PTA協議会に家庭教育講演会の実施を委託する等、保護者に対する学習機会や情報の提供を行います。 ○ 家庭教育講演会等の実施 ○ PTA活動への財政的支援

事業 112	キャリア教育の推進（教育指導課）
概 要	児童生徒一人一人に、望ましい職業観・勤労観および職業に関する知識・技能を身に付けさせ、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育成する「キャリア教育」を、学校、地域、学校間で連携して推進します。 ○ 横須賀商工会議所と連携した体験型教育支援プログラム（職場体験）の実施 ○ キャリア・パスポートの活用

施策 19 経済的理由に左右されない学びの機会均等

1 現状と課題

市立小中学校の児童生徒の保護者が経済的な理由で就学させることが困難な場合には、学用品費、給食費、修学旅行費などの支援を行っています。高校生に対しては、経済的に就学が困難な場合に学資の支援として在学学生を対象として修学支援金を、入学予定者に対しては入学支援金を支給し、経済的な理由で進学を諦めることがないよう支援し、教育の機会均等を図っています。

今後も継続して必要な世帯に必要な支援を行っていくための制度運営を図っていく必要があります。

2 事業

事業 113	就学の援助（支援教育課 保健体育課 学校食育課）
概 要	小中学生の学びの機会均等を図るため、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費、修学旅行費、給食費などの就学援助費を支給するとともに、医療費などを援助します。 また、保護者が小中学校入学時に必要な経費の援助を受けられるよう、就学援助費を入学前に支給します。
事業 114	奨学支援金の支給（支援教育課）
概 要	就学機会の均等を図るため、高等学校等に進学し、または修学する意欲を有するにもかかわらず、経済的理由により進学または修学が困難な生徒に対し、修学支援金、入学支援金を支給します。

柱8 学び続ける教職員

目標指標

指標		基準値	目標値 (令和7年度)
31	基本研修を受講した教員による研修に対する評価 (最高値 4.0) 基本研修：経験年数に応じた教職員の資質・能力の向上を目的とし、必ず受講する研修 対象：初任者・1年経験者・2年経験者・5年経験者・中堅教諭（9年～11年経験者） ※基本研修受講者アンケート	3.76 (令和元年度)	3.80
32	選択研修を受講した教員による研修に対する評価 (最高値 4.0) 選択研修：各教科や各領域の指導力向上をはじめとしたさまざまな教育課題に応じた内容で、教職員が自主的に受講する研修 ※選択研修受講者アンケート	3.63 (令和元年度)	3.70
33	基本研修の校内研修において、OJTに関わった教員の割合 基本研修の受講者が在籍する学校の教員数のうち、当該受講者が基本研修の一環として校内で他の教員とペア、グループ等を組み授業を参観しあう等、研修内容の還元を図った人数の割合 ※基本研修年間報告書	41.8% (令和2年度)	50.0%
34	時間外在校等時間が月45時間の範囲内となっている市立学校教育職員の割合（11月） ※教員の働き方改革にかかる状況調査（神奈川県）	60.2% (令和2年度)	100.0%

※ 基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響等により調査が実施できなかった場合や実績が例年と著しく異なる場合は、その影響がない年度の数値としています。

施策 20 教職員の資質・能力の向上

1 現状と課題

本市では、教職員の年齢構成や教育課題の多様化などにより、研修成果の学校内での還元、活用が課題となっています。研修方法を常に見直し、学力向上をはじめとしたさまざまな教育課題に対応した研修を充実させ、教職員の力を高めていく必要があります。

教育課題は時代と地域により変わっていきます。これらに対応するには、教育課題等に対する知見のアップデートが必要です。

2 事業

事業 115	教職員の研修（教育研究所）
概要	教員育成指標に基づき、優れた人材を育成する教職員研修の仕組みと内容を構築します。教職員を育成する研修体系を毎年度見直し、校内OJTの促進や校外研修の充実を図り、学力向上をはじめとしたさまざまな教育課題に応じた内容にします。 また、学校長の依頼に応じて、指導主事が学校を訪問し、校内研修が活性化するための研修、個々の教職員に対する研修など、総合的な指導・助言を行います。 ○ 基本研修（経験に応じた研修）の実施 ○ 職能研修（職に応じた研修）の実施 ○ 選択研修（教科領域・教育課題等の研修）の実施 ○ OJTの推進 ○ 校内研修ファシリテーションの実施 ○ サポート研修の実施
事業 116	経験の浅い教職員等の研修（教育研究所）
概要	教科指導力の向上を図るため、授業づくりの視点を中心にした研修を実施します。 また、教員の養成から育成へのつながりという視点を持ち、採用前研修として「よこすか教師塾」を実施し、本市で教員になりたいという強い意志を持った方たちを支援します。 ○ スキルアップ研修講座の実施 ○ パワーアップ研修講座の実施 ○ よこすか教師塾の実施

事業 117	教育研究所におけるカリキュラムセンター機能の充実（教育研究所）
概 要	教員の教育に対する知識を広げ、授業づくりや学校教育の質の向上を図ること 目的に、教育資料および情報の収集、提供に努め、カリキュラムセンターとしての 機能の充実を図ります。

事業 118	教育研究所における理科センター機能の充実（教育研究所）
概 要	理科教育に関する児童生徒への指導方法の改善と向上を図ることを目的に、教 育研究所理科実験室を使って教員への研修や情報の提供を行います。

事業 119	学校および研究会の研究に対する支援（教育指導課）
概 要	学校および研究会の主体的な研究を助成し、研究を通じて、教員一人一人の資質 や指導力を向上させることを目指します。

施策 21 教職員の働き方改革の推進

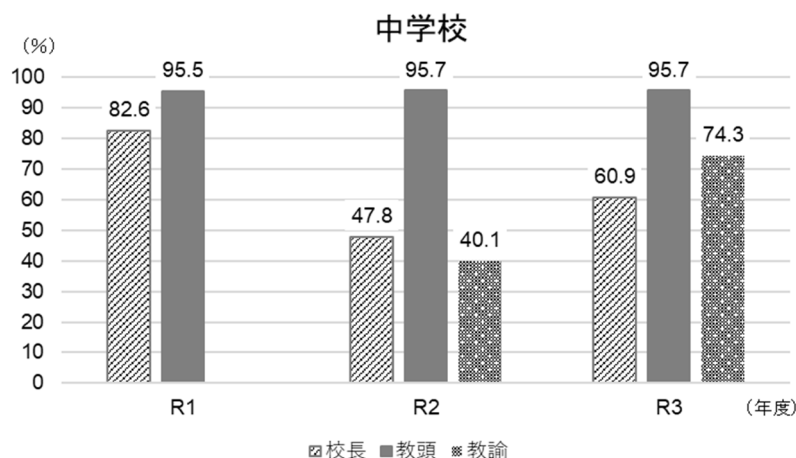
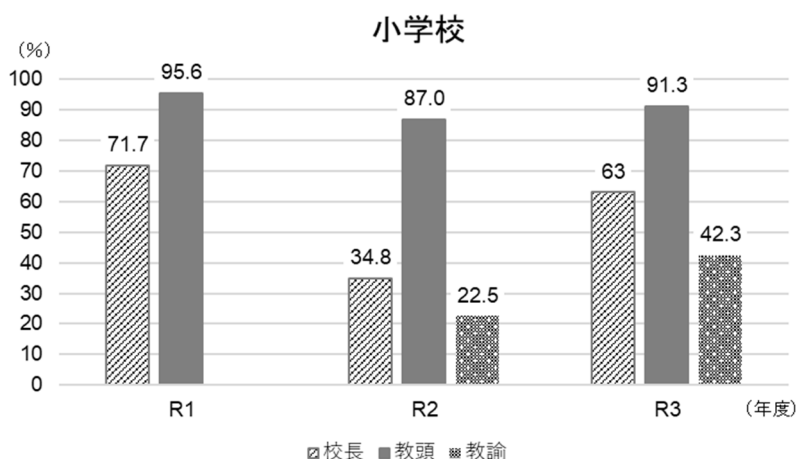
1 現状と課題

本市の教職員の多くが、多岐にわたるさまざまな業務を行わなくてはならない環境にあり、勤務時間を超えての長時間勤務となっている実態があります。

教育現場の限られた時間の中で、子どもと向き合う時間を十分に確保するとともに、教職員一人一人が日々の生活の質を高め、人生を豊かにし、心身ともに健康に職務を遂行することが、質の高い教育活動を実現させるためには重要です。

そのためにも、引き続き学校と教育委員会が一体となり、学校等の現状を踏まえた教職員の働き方改革に係る具体的な取り組みの検討と実施を進めていく必要があります。また、教職員一人一人の意識の向上を図ることや、教職員の働き方改革に係る取り組みや検討状況を地域や保護者に周知することにより、理解や協力を求めていくことも必要です。

【時間外在校等時間が 45 時間を超えた教育職員の割合（毎年度 6 月）】



※ 令和元年度は、校長、教頭のみ把握

出典：横須賀市教育政策課資料

2 事業

事業 120	教職員の働き方改革の推進（教育政策課 教職員課）
概 要	教職員が子どもと向き合う時間を確保し、質の高い教育活動の実現を図るため、タイムマネジメントに係る研修の充実や中学校部活動の在り方の検討など、教職員の働き方改革への意識向上に向けた取り組みを行います。 また、共同学校事務室において、教職員間の適切な業務の連携・分担のもと、学校事務職員の事務処理の時間削減につながる取り組みを実施します。 ○ 教育委員会と学校関係者による教職員の働き方改革推進会議の実施 ○ 教職員および地域・保護者への理解促進と啓発 ○ 学校閉庁日の設定 ○ 共同学校事務室の推進

事業 121	メンタルヘルスチェックの実施（教職員課）
概 要	教職員自身が抱えているストレスへの気づきを促し、その対処への支援や職場環境の改善につなげ、教育に対する情熱を欠かすことなく、子どもと向き合える健全な精神を保持できるようにします。

事業 122	校務の情報化推進（教育研究所（教育情報担当））
概 要	教職員が子どもと向き合う時間や授業準備の時間等を確保できるようにするため、校務支援システムの活用を推進します。

事業 123	学校運営の支援（支援教育課）
概 要	学校運営に係る諸問題の解決に向けて、学校長等の相談を受け、委託弁護士による学校法律相談を実施するなどして適切な支援・助言を行い、問題の早期解決を図るとともに、学校が教育活動に専念できるようにします。

第4章

計画の推進に当たって留意すること

第4章 計画の推進に当たって留意すること

1 SDGsとの関係性を意識した教育活動の展開

SDGs（Sustainable Development Goals）は、2015年の国連サミットにおいて全会一致で採択され、先進国を含む国際社会全体の開発目標として2030年を期限とする包括的な目標が設定されています。

SDGsの達成に向けては、政府が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）実施方針」（2016年12月）において地方自治体の各種計画にSDGsの要素を最大限反映することが奨励されています。

横須賀市教育振興基本計画の目指す教育の姿「あなたが好き 私が好き 横須賀が好きと誇れる人づくり」が大切にする「他者理解・多様性・協働性」「自己肯定・自立・自律・主体性」「郷土理解・地域の人や暮らしの中のつながり」は、SDGsの基本的理念と多くの部分で重なり合っており、計画の推進に当たっては、SDGsとの関係性を意識した教育活動を展開していきます。

2 客観的な根拠を重視した教育政策の推進（PDCAサイクルの確立）

教育施策を効果的かつ着実に進めるとともに、教育政策の意義を広く市民に伝え、理解を得る上でも、施策の目的に照らして求める成果を明確にするとともに、客観的な根拠を整備して課題を把握し、評価結果をフィードバックして既存の施策や新たな施策に反映させるといった、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルの確立をさらに進めます。

教育振興基本計画・実施計画に位置付けた目標の達成状況や施策・事業の実施状況等については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会において毎年点検・評価を行います。点検・評価報告書で掲げる課題や改善策について、学識経験者の意見等を踏まえ、教育振興基本計画の進行管理や次年度以降の事業実施に生かします。

なお、報告書の作成段階から教育委員の意見を反映させるため、特に課題となる事業等について教育委員による点検・評価（意見交換）を会議形式により実施します。

点検・評価報告書は市議会に提出するとともに、市民に公表いたします。

※パブリック・コメント手続対象外

資料編

資料編

1 計画の策定経過

時 期	内 容
令和2年 11月	教育アンケートの実施（一般市民・保護者・教員・児童生徒） 市民（無作為抽出）・保護者・教員・児童生徒に対し「横須賀の子ども像」「目指す子どもの教育の姿」をどう捉えているかなど、現行計画に掲げる目標・施策に対する実感や望ましい学校像、教員像等を問うアンケートを実施
令和3年 1月	横須賀市総合教育会議 市長および教育委員が「横須賀の子ども像」や「目指す子どもの教育の姿」など次期教育振興基本計画策定に向けた横須賀の教育の未来像について意見交換
3月	関係団体ヒアリングの実施 アンケートとは別に、教育に関係する団体に対するヒアリングを実施し、それぞれの立場での課題や意見を聴取
4月22日	教育委員会4月定例会 横須賀市教育振興基本計画策定方針および教育アンケート結果の概要について報告
5月6日	横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会（第1回） 策定方針、現状と課題、計画策定に向けたこれまでの経過（令和2年度の取り組み）を共有
5月18日	横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会作業部会（第1回）
5月23日	教育フォーラム 横須賀市の「目指す子ども像」「目指す教育の姿」について、市民の皆様が意見交換
6月7日	市議会6月定例議会教育福祉常任委員会 計画の策定方針および教育アンケート結果について報告
7月1日	横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会（第2回） ・教育フォーラムの開催を報告 ・未来に向けて横須賀の教育が目指す姿について意見交換
7月29日	横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会作業部会（第2回）
9月8日	横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会（第3回） 目指す姿（案）、方針・柱・施策（案）の検討経過、考え方を報告

9 月 9 日	教育委員会 9 月定例会 検討委員会での検討経過、目指す姿（案）、方針・柱・施策（案）を報告
9 月 27 日	横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会作業部会（第 3 回）
10 月 7 日	横須賀市総合教育会議 ・計画の検討経過を報告 ・目指す姿（案）について意見交換
10 月 20 日	横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会（第 4 回） ・前回検討委員会、教育委員会定例会、総合教育会議での意見を踏まえた目指す姿（案）、方針・柱・施策（案）の修正内容を報告 ・計画全体の素案を報告
11 月 9 日	教育委員会 11 月定例会 計画素案を報告
12 月 2 日	市議会 12 月定例議会教育福祉常任委員会 計画素案を報告
12 月 10 日	パブリック・コメント意見募集開始（令和 4 年 1 月 6 日まで）

2 計画の検討体制

(1) 教育振興基本計画策定検討委員会

市民、学識経験者、社会教育委員、保護者、校長、教員を委員とする検討委員会を設置し、目指す姿や基本方針、目標等に対し広く意見を聴取しています。

(2) 作業部会

学識経験者、保護者、校長による作業部会を設置し、検討委員会で協議する内容を下案の段階から事務局と協議し、議論の充実・効率化を図っています。

(3) 庁内プロジェクト会議

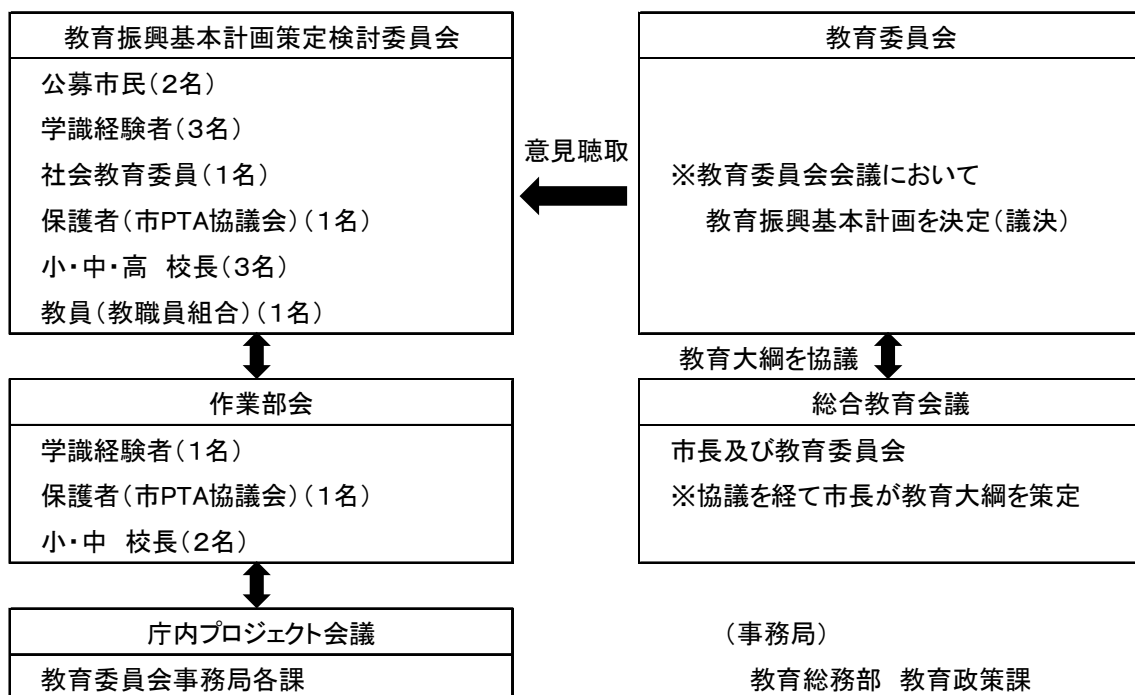
教育委員会内の横断的な組織として、各課職員を構成員とするプロジェクト会議を設置し、計画策定に係る課題抽出、具体施策の検討等を行っています。

(4) 総合教育会議

市長・教育委員会で構成する総合教育会議において、教育大綱（目指す教育の姿・方針）について協議します。（協議を経て、市長が教育大綱を策定）

(5) 教育委員会（教育委員会会議）

検討委員会から聴取した意見、総合教育会議の協議内容等を踏まえ、教育委員会会議において教育振興基本計画を決定します。



3 関係法令

○教育基本法

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

(3項以下略)

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(各号略)

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会

(3項以下略)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。